

平成 19 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録（第 4 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	竹 内 享 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	助 役	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	須 田 正 彦	市 民 部 長	池 田 史 郎
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	岩 井 敏 一
建 設 部 長	金 子 則 之	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	高 橋 誠
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆 一	企 画 課 長	竹 内 規 悦
財 政 課 長	佐 藤 好 文	情 報 シ ス テ ム 課 長	齋 藤 正 司
生 活 環 境 課 長	佐 藤 秀 男	す ぐ す く 子 育 て 支 援 課 長	須 藤 金 悦
農 林 課 長	阿 部 誠 一	農 漁 村 整 備 課 長	伊 藤 賢 二
観 光 課 長	長 谷 山 良	建 設 課 長	佐 藤 家 一
都 市 整 備 課 長	大 場 久		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第4号

平成19年3月13日(火曜日)午前10時開議

- 第1 議案第5号 にかほ市副市長定数条例制定について
- 第2 議案第6号 にかほ市犯罪被害者等基本条例制定について
- 第3 議案第7号 にかほ市犯罪被害者等見舞金支給条例制定について
- 第4 議案第8号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
- 第5 議案第9号 にかほ市行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第10号 にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第11号 にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第12号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第13号 にかほ市地方自治法等により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第14号 にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第15号 にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第16号 にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第17号 にかほ市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第18号 にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第19号 にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第20号 にかほ市安全・安心まちづくり条例制定について
- 第17 議案第21号 にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第22号 にかほ市特別会計条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第23号 にかほ市国民保養センター施設整備基金条例を廃止する条例制定について
- 第20 議案第24号 にかほ市中島台レクリエーションの森条例を廃止する条例制定について
- 第21 議案第25号 にかほ市ふれあい自然公園条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 議案第26号 にかほ市鉾立集団施設に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第23 議案第27号 にかほ市立学校給食共同調理場建設基金条例を廃止する条例制定について

て

- 第24 議案第28号 にかほ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定について
- 第25 議案第29号 にかほ市水道水源保護条例制定について
- 第26 議案第30号 にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について
- 第27 議案第31号 にかほ市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第28 議案第32号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- 第29 議案第33号 本荘由利広域市町村圏組合同規約の一部変更について
- 第30 議案第34号 本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更について
- 第31 議案第35号 にかほ市国土利用計画の策定について
- 第32 議案第36号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第33 議案第37号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第34 議案第38号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
- 第35 議案第39号 平成18年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)
- 第36 議案第40号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第3号)
- 第37 議案第41号 平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算(第3号)
- 第38 議案第42号 平成18年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 第39 議案第43号 平成18年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算(第3号)
- 第40 議案第44号 平成18年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 第41 議案第45号 平成18年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算(第5号)
- 第42 議案第46号 平成18年度にかほ市観光施設整備特別会計補正予算(第1号)
- 第43 議案第47号 平成18年度にかほ市ガス事業会計補正予算(第3号)
- 第44 議案第48号 平成18年度にかほ市水道事業会計補正予算(第3号)
- 第45 議案第49号 平成19年度にかほ市一般会計予算
- 第46 議案第50号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算
- 第47 議案第51号 平成19年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算
- 第48 議案第52号 平成19年度にかほ市老人保健特別会計予算
- 第49 議案第53号 平成19年度にかほ市簡易水道特別会計予算
- 第50 議案第54号 平成19年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算
- 第51 議案第55号 平成19年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算
- 第52 議案第56号 平成19年度にかほ市ガス事業会計予算
- 第53 議案第57号 平成19年度にかほ市水道事業会計予算
- 第54 一般会計予算特別委員会の設置
- 第55 議案及び陳情・請願の付託

第56 請願の紹介

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づき出席を求めた者の名簿はお手元に配付のとおりでございます。

日程第1、議案第5号にかほ市副市長定数条例制定についてから、日程第53、議案第57号平成19年度にかほ市水道事業会計予算までの53件を一括議題といたします。

議案第5号にかほ市副市長定数条例制定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号にかほ市犯罪被害者等基本条例制定についての質疑を行います。

なお、発言は自席で行ってください。

16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） ページの8についてです。

最初に訂正をお願いします。「犯罪被害者等基本条例」と書いてありますが、「基本法」です。

基本法第13条で、「給付金の支給に係る制度の充実等」として、「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずる」というふうにあります。条例では、第5条から第10条まで具体的な施策が規定されていますが、給付金については規定されていません。国や県の給付金の支給内容がどのようになっているのか伺いたと思います。

そして、市としては必要ないと考えてこのような施策になったのか伺います。

いずれ、犯罪被害者等給付金の支給に関する法律第4条では、一時金として、遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金を支給するというふうにあります。今の質問に対して伺います。

それから、2つ目は、第11条、条例です。「犯罪被害者等が犯罪等を容認し、又は誘発し、集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたなどの事情があり、支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合には、支援を行わないことができる。」とありますが、例えば、暴力団の組織等に入っておって、それから逃れるために被害者になった場合は支援対象になるのかどうかも伺いたしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） ただいまの御質問にお答えをしてみたいと思います。

最初に、国や県の給付金の支給内容についてですが、どのようになっているかとの御質問でございますけれども、国におきましては、昭和 55 年に犯罪被害者等給付金支給法が制定され、後に、平成 13 年に現在の犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律に改正されております。通称犯給法と呼ばれる法律が制定されております。

そこで、規定されている犯罪被害者等の給付金制度でございますけれども、3 つの形態に分かれております。

1 つ目は、被害者が死亡した場合は遺族給付金として支給されることになっております。支給を受けられる人は、亡くなられた被害者の第一順位の人であります。被害者が死亡前に療養を要した場合はということでございますけれども、その負傷又は疾病から 3 ヶ月間における保険診療による医療費の自己負担分を加算し給付されるというふうになっております。給付額につきましては、最高が 1,573 万円でございます。最低が 320 万円でございます。

それから、2 つ目に、身体に重大な負傷又は疾病を受けた場合は、重傷病給付金として給付を受けることになっております。この給付を受けられる対象の人は、犯罪行為によって重傷病、加療が 1 ヶ月以上、入院 14 日以上を負った被害者本人でございます。

3 つ目は、被害者に障害が残った場合は障害給付金として支給という形になります。支給を受けられる人は障害が残った被害者本人。障害とは、例えば、負傷又は疾病が治ったときにおける身体上の障害で、法令に定める障害というふうに解釈をいたしているところでございます。給付額につきましては、最高額が 1,849 万 2,000 円、それから最低が 18 万円というふうになっております。額の違いについては、それぞれ犯給法上で規定されております。第 7 条、他の法令による給付等との関係、第 8 条、損害賠償との関係、第 9 条、犯罪被害者等給付金の額というふうにならわっているところでございます。

県におきましては、平成 18 年 2 月に策定されております秋田県犯罪被害者等支援基本計画の第 4 の重点課題に係る具体的施策という形に掲載されております。今後の施策として、具体的に 3 つの項目を定めております。1 つ目は、現行の犯罪被害給付制度の周知等でございます。2 つ目は、市町村による給付金の支給に係る制度の創出への支援、3 つ目は、司法解剖後の遺体搬送費及び遺体修復費の公的措置を掲げております。県は以上の 3 つでございます。

また、市としては必要ないのではないかとというような施策になったのではないのかということの御質問でございますけれども、今回の基本法の第 5 条で、地方公共団体の責務が明確化されております。そうしたことによりまして、基本条例を、また、法の第 13 条の給付金の支給に係る制度の充実等により、見舞金の支給条例をそれぞれ制定いたしたところでございます。

2 点目の御質問でありますけれども、例えばということでございますので、例えばの事例でお話を申し上げたいと思います。暴力団組織から逃れるために被害者になった場合は支援対象になるのですかということでございますけれども、本条例上では、あくまで被害者が暴力団組織に属していますと問題がありますけれども、加害者が暴力団組織であって、それから逃れる場合に一般市民が

被害者になった場合は当然今回の対象になります。そういうことでございます。

以上でございます。

【16番（竹内賢君）「はい、いいです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号にかほ市犯罪被害者等見舞金支給条例制定についての質疑を行います。16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 10ページですけれども、第2条で犯罪被害とはということで定義がされております。「日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為」ということで、刑法の、例えば37条の場合は緊急避難、39条は心神喪失または心身耗弱、それから責任年齢14歳未満、それから同法第35条では正当行為、第36条では正当防衛、これらを除くというふうにありますけれども、見舞金、いわゆる犯罪被害というふうに私たちが一般的に考えますと、こういうふうに限定されて、日本の船舶もしくは日本航空機内において行われたというふうになっている、これは私の解釈なんですけれども、それでいいんですか。そのときだけの、犯罪被害に遭ったときに見舞金を支給すると、そういう解釈でいいんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 犯罪被害者等の給付金の支給法でございますけれども、その中の第2条に定める犯罪被害の定義に準ずる考え方でございます。日本国内では日本の法律が適用されることは当然のことでありまして、もちろんですが、日本国外にあって、日本の船舶もしくは日本航空機からおりて一たび外国の地を踏みますと、諸外国の法律が適用されるということになります。そうしたことから、犯給法の定義同様に、日本の法律の及ぶ範囲に限定しているということでございます。ですから、一たん船舶もしくは飛行機からおりて諸外国に行った場合は適用なりませんよという形になります。そういう意味の文言であるということでありまして御理解をいただきたいなというふうに思っているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） いずれ、日本の飛行機、日本の船舶、それに乗って、そして外国に行った場合に、外国でおりたという場合は適用外と、そういうことなんですね。いわゆる飛行機の中とか船舶の中で、それも日本の、何というか、国のものでなければ、海外の船舶とか海外の航空機の場合は、幾ら飛行機の中であってもだめと、こういう解釈なんですね。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） これはあくまで日本の船舶もしくは日本航空機からおりてという形になりますけれども、そういう解釈でなくて、一たび外国の地を踏んだということでございますので、諸外国の法律の適用される所につきましては、日本の国内法のこの犯罪被害者等の給付金の支給法の対象にはならないということでございます。ですから、そういう意味の解釈をしていただきたいというふうに思っています。

議長（竹内睦夫君） 同じく議案第7号に対して、21番本藤敏夫議員。

21 番（本藤敏夫君） 前の条例、にかほ市犯罪被害者等基本条例とかかわるもので、見舞金の条例が出ております。11 ページであります、その見舞金として、遺族見舞金 30 万円と傷害見舞金 10 万円という規定になっておりますが、これらの規定の額についてであります。多いのか少ないのかよくわかりませんので、他の事例等がありましたら、その額の内容をお知らせいただきたいと。

なお、ただいま説明がありましたが、県の条例で、県が市町村支援するという、こうした見舞金を出す場合、県から幾らかの支援があるのかどうか、その 2 点をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 遺族見舞金につきましては、我々のほうもいろいろな町村を調べましたけれども、20 条例中 19 条例が 30 万円、残りの 1 つが神奈川県寒川町の寒川町というところでございますけれども、その町だけが 50 万円というふうになっております。遺族見舞金については、すべてが 30 万円と。また、傷害見舞金について調べたところ、井川町を除く 4 市が 10 万円、井川町におきましては段階的な見舞金という形になっております。例えば、入院期間が 3 ヶ月以上が 10 万円、入院期間 1 ヶ月から 3 ヶ月未満が 5 万円、それ以外の場合が 2 万円というふうになっております。

また、県からの見舞金があるのかということでございますけれども、県は具体的な数値は掲げておりません。

議長（竹内睦夫君） 21 番本藤敏夫議員。

21 番（本藤敏夫君） 関連してもう一点だけ。県内でこの条例を制定している市町村は何カ所あるのでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 今、この犯罪被害者の見舞金につきまして、本定例議会に掲げている市町村がほとんどでございます。それで、今、提案させていただいているのは、にかほ市と秋田市と、たしかもう 1 市があったように記憶しておりますけれども、すべての町村が今、条例制定を 3 月議会に提案するという形になっているところでございます。

【21 番（本藤敏夫君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 7 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 7 号の質疑を終わります。

次に、議案第 8 号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてから、議案第 10 号にかほ市職員定数条例の一部を改正する条例制定についてまで 3 件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 8 号から議案第 10 号まで 3 件の質疑を終わります。

次に、議案第 11 号にかほ市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 議案第 11 号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する

ということで、国のほうの人事院規則が休憩時間をやめたということで、これに準じて休憩時間を廃止するというふうになっているわけですが、働く人を大事にするという方向から見てどうなのかということなんですが、まずその廃止をすべき理由、不都合な点があるのかどうか、あったのかどうか。それから、それを廃止すると、職員の働き方にどのような影響が生ずると考えているのかどうか。

それから、このように労働条件の変更ということであれば、労働組合、あるいは職員団体の主たる構成メンバーとの協議、あるいは了解を得るというふうな形が望ましいわけですが、そういう協議をしたかどうか。もししたとしたら、内容、結果についてお知らせ願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） お答えしてまいりたいと思います。

休憩時間の廃止の理由等でございますけれども、公務員の休憩時間は、勤務中における軽度の疲労を回復し、公務の能率の増進を図るために昭和24年に設けられたもので、リフレッシュを図るなど一定の役割を今まで果たしてきたというふうに認識しているところでございます。しかしながら、近年、公務員の民間に準拠した考え方が一層求められている状況下で、休憩時間は民間企業事務管理部分においてほとんど普及していない制度という形に現在なっているところでございます。有給の休憩時間は、民間にない、公務員優遇でないかとの批判が現在ありまして、国におきましても、平成18年から休憩時間を廃止しております。にかほ市におきましても、国・県の廃止、並びに近隣市町村の改正などの動きなどから、今回改正させていただくものでございます。

また、影響につきましては、現在、昼の12時から15分の休憩時間と12時15分から45分間の休憩時間、合わせて1時間の昼休みがあったわけですが、今回の休憩時間が廃止されると、45分間の昼休みとなります。現在先行している自治体にお聞きしますと、実施後の問題については現在のところ余り聞かない、不都合がないというふうに聞いているところでございます。

また、職員組合につきましても、改正内容は説明いたしております。職員組合との話し合いについては私が直接立ち会っておりませんので、総務課長が職員組合と話をしておりますので、その点については総務課長のほうから答弁をさせます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務課長。

総務部総務課長（齋藤隆一君） それでは、お答えします。

今回の改正につきまして、職員組合には当然、労働条件の変更ということで、改正につきましては説明を申し上げております。ただ、職員組合といたしましては、ことしの2月21日でしたでしょうか、春闘の統一要求書というものが当局に対して提出されております。その中には、休憩時間、休憩時間につきましては現行どおりにしていただきたいというような要望は受け取っております。しかしながら、私どもとしましては、国・県の動き、ないしは近隣の自治体の動き等も考えまして、このような提案をさせていただいております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） この廃止の理由には、民間がほとんどこういう制度はないということで、民間に合わせていくというふうなこともあると思うんですが、これまでの流れを見ますと、まあ国

全体的にそうですが、民間が低いと公務員も低める。賃金、待遇、その他諸手当等もそうです。で、民間がよければ、それに合わせて引き上げるというふうな部分は極めて少ない。下げるほうに一生懸命と、こういうふうな感じがするわけですが、このような休息時間の廃止、まあ労働組合からは現行を維持という要望が出ていたようですが、これは廃止していく方向がかほ市の職員にとっては、あるいは市民にとってはいい方向と考えているのか、あるいは、まあ影響はないだろうと、従来と時間的な差はあるにしても変わらないというふうに考えているのか、あるいは、働く側、そして市民サービスの面に悪い影響を与える、どういうふうに考えているのか、お尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 市民の皆さんからは、窓口が12時15分から開始されるということで、サービスの充実は図られるというふうに理解しております。職員の皆さんは、いろいろな形で、今まで従来あった15分の休息時間がなくなるのはちょっと寂しいところはあるかもしれませんが、我々は公僕の上から市民サービスの前提が第一でございますので、そういう意味では職員の皆さんも理解をしてくれているというふうに考えているところであります。

【12番（村上次郎君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第11号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第12号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。10番加藤照美議員。

10番（加藤照美君） それでは、議案第12号に対して質問をさせていただきます。

今回の提案は、監査委員の報酬の改正という内容になっておりますけれども、監査委員については、合併に伴い権限が拡大され、責任は重くなってきていると思われれます。教育委員や農業委員と異なり、所管は行政全般に及びますので、年間の活動日数等も非常に多くなっていると思われれます。そうしたことから、監査委員の報酬については低いのではないかなということと、それから、代表監査委員と議会選出の監査委員報酬が余りにも違い過ぎるので、報酬にこれだけの差をつけた根拠をお聞きしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 監査委員の報酬につきましては、現在の報酬額は県内各市の状況を見ますと低いほうの報酬額になっております。そうしたことから、今回、報酬額の引き上げを行うものでございます。報酬額につきましては仙北市を参考にして改定をいたしたところでございます。

なお、現在、参考までに、代表監査委員の報酬額は、由利本荘市で9万円、人口規模の近い潟上市で2万円、北秋田市では3万8,000円、仙北市では5万円という形になっております。

また、代表監査委員と議会選出の監査委員との報酬額の差につきましてはですが、代表監査委員は、監査委員の庶務事項を処理するほか、事務局職員を指揮監督することとされております。こうした職務もあることから、今回、議会選出の監査委員と代表監査委員の報酬額の違いということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 10 番加藤照美議員。

10 番（加藤照美君） そうすれば、年間の代表監査委員の活動日数と監査委員の活動日数、わかりましたらお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 定例の監査が月 2 日ほどかかっています。それからあと、出納閉鎖期が終わりますと、いろいろな形で監査委員の方々が、大体 1 週間から 10 日ほどの日程で決算に向けた監査を行っているところでございます。年間からしますと、大体 30 日ぐらいは活動されているのではないかなというふうに思っているところでございます。

【10 番（加藤照美君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 12 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 12 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 13 号にかほ市地方自治法等により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。議案第 13 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 13 号の質疑を終わります。

次に、議案第 14 号にかほ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 市長と副市長、企業管理者の給与を減額する内容ですが、特別職等報酬審議会に対する諮問内容は、初日の市長報告で受けましたから、これは省きますが、開催状況、それから審議状況について伺いしたいと思います。

それから、2 つ目は、企業管理者を配置する際に、こういう説明がされていまして。ガスの熱量変更事業による事務事業増、2 つ目は、水道料金改定問題、3 つ目が、民間等に売却する場合の対応、4 つ目が、ガス事業をやっている全自治体に配置されているのでということで必要性を説明しております。今、熱量変更事業は完了していますが、2 と 3 - 2 と 3 というのは水道料金の改定問題、それから民間に売却する場合の対応、これらの問題について、どのような状況にあるのか、あるいは検討されているのか、そういうものを含めて説明をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 合併後 1 年が経過して、にかほ市における市長等の特別職及び議会議員の報酬額等について、社会情勢や財政状況、また、他都市の状況等を総合的に勘案して、報酬額を審議していただくために、去る 1 月 29 日に 10 名の委員を委嘱して審議をしていただきました。

諮問の内容ですが、市長及び助役の給与改定につきましては、4 つの案を示して審議していただいております。最初にお断りしておきますけれども、改定案の順番は優先順位ということではございませんので、御理解をいただきたいなというふうに思います。

改正案 1 として、改定する必要はなく、現行の額とする。2 つ目は、改定案の 2 として、平均 3.05% の引き下げ額とする。改定案 3 といたしましては、平均 5.0% の引き下げ額とする。改定案の 4 と

しては、改定案1から改定案3以外の改定案の額とするという形をお願いをして提案をさせていただいたところでございます。

審議の状況ですけれども、現下の諸情勢を踏まえ、県内各地の状況を参考に、広範囲にわたる意見の交換を行っております。市民の立場に立って慎重に審議をしていただいたところでございます。その結果、改定案2の平均3.05%の引き下げ額とするという答申をいただいたところでございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 県内の他の市町村というか、いわゆる首長、あるいは助役、企業管理者、これらの給与と比較をした場合にどのような位置にあるのか、それが1点であります。

2つ目は、市議会議員については、これは、私、引き上げろということではなくて、審議会の中で議会というものに対してどういう論議があったのか、いわゆるこれからのあり方というか、議員の活動の状況、そういうものについてどういう論議がされてこういうものになったのか、その辺について1点であります。

それから、もう一点は、1月29日、10名の審議会と。これは1日だけで終わっているようなんですけれども、諮問内容がこういうふうに、いわゆる合併の協定の内容からいって、合併後に調整をすると、報酬審議会の中で論議をして決めると、こういうふうになっているわけですから、そういうものについて、たった1日でこういうことが決められることについて、少しばかり疑問がありますから、その点について、委員の中から、そういうものについて、例えば3日後とか、検討する時間が欲しいとか、そういう意見がなかったのかどうか伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 県内の市町村長の状況でございますけれども、先般、佐々木弘志議員の質問にもお答えしたと思うんですが、県内では13市の中で12番目に位置しております。平成20年になりますと、仙北市のほうが若干市長の給料が上がりますので、県内では一番下のランクに位置することになるかというふうに思っているところでございます。

また、2つ目の1日で審議が完全だったのかどうかということでございますけれども、このものにつきましては非常に慎重に審議をしていただいたところでございます。委員の皆さんからは、時間が足りないということではなくて、いろいろな意見が出ましたので、そういう形で審議をしていただいてこういう結果になったということでございます。

また、議員の報酬等につきましては、今回の議案の審議に入っておりませんので、私、余り詳しく答弁書をつくってきておりませんので、このことについては今回は省略をさせていただきたいというふうに思います。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

答弁、市長。

市長（横山忠長君） 御質問のガス熱変事業についてはまず完了したわけでございます。ただ、これからの課題として、水道の一元化、これも大きな課題です。前の定例議会でもいろいろ御質問ありましたけれども、金浦地区の水、これをどうするかということも大きな課題でございますし、熱量変更事業が終了しましたので、私としては、このガス水道事業所は必ずしも行政でやらなくてもいいだろうと、民間のほうに移行のほうでもよいのではないかなというふうに考えておりますので、このことも進めていただくために管理者からは頑張っていたきたいと、そのように考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 総務部長は、議会の — 確かに質疑の要旨の中では議員のものについては書いていませんけれども、総務部長、恐らく審議会には出ていると思うんですよ。したがって、まるっきり私、答えません、書いてないのでということではなくて、特別職の報酬審議会全体があるわけです。したがって、市議会議員の、あるいは議会の活動、将来のあり方、そういうものについてどういう論議がされたのか、非常に関心があるわけですから、二つ三つぐらい話をさせていただきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 私のわかる範囲内でお答えをしてみたいというふうに思っているところでございます。

審議の状況でございますけれども、現下の諸情勢を踏まえて、県内各市の状況を参考にして、広範囲にわたる意見の交換を行っております。市民の立場に立って慎重に私たちは審議をされたものというふうに理解しているところでございます。

そういうことで、議員の報酬の改定につきましても4つの改定案を示して審議をしていただいております。1つ目としては、改定する必要はなく、現行の額とすると。2つ目は、平均5.08%の引き上げ額とすると。改定案の3といたしましては、平均10.16%の引き上げ額とすると。それ以外に、改定案4としては、さらに改定案1から改定案3以外の改定額の金額でお示しをしてほしいというふうに、この4つの案をもとに審議をしていただきました。

議会報酬等審議会の会議録でございますけれども、今までの委員の皆さんからは大変厳しい御意見でございました。現行のままでいいのではないかという形のものの意見の委員が多数でございまして、そういう形で今回は非常に、議員の皆さんには、私のほうからも、議員活動は非常に広範囲に広がっているということで、私も報酬額が低いのではないかというようなお話はさせていただいております。できれば引き上げをさせていただきたいという旨で私も説明はしたところでございますけれども、非常に財政状況や市民感情を考えると、今回は同額でいいのではないかというような委員の皆さんの御意見であったというふうに理解をしております。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第14号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 14 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 15 号にかほ市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 15 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 16 号にかほ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 国民健康保険直営診療所長に対して、診療所長手当を新設し、月額 65 万円を支給するものですが、現在の医療を取り巻く状況の中で、別表第 2、医療職の給料表を改正することについて検討をされたのかどうか。

それから、特殊勤務手当としての検診、予防接種手当と、往診手当を廃止することが提案されています。医師の特殊勤務手当は、今年度予算として研究手当 300 万円となっていますから、この手当新設で 780 万円の増になりますが、全国的に見て遜色ない処遇と言えるのかどうか伺います。

それから、看護師不足も全国的に言われています。そういう環境にある看護師の給与について検討されたのかどうか伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） お答えをいたします。

医療職の給与表の改正について検討したのかという御質問でございますけれども、国の人事院の医師の給与表は 1 級から 5 級までありますが、にかほ市の医師の給与表はその国の給与表の 3 級と 4 級の給与表を使用させていただいているところでございます。1 級、2 級という形で、和田先生の場合は、診療所長ということで 2 級の給与表を使用させていただいております。国の 5 級の給与表があるわけですが、和田先生の給与と 5 級の給与表の最高額とは 5 万 3,000 円ほどの差しかなくて、5 級の給与表を使用しても、さほど多い金額にはなりません。独自に給与表を作成するにしても、非常に、医師の場合、いろいろな形で難しいのが実情でございます。以上のことから給与表の改定は行わず、診療所長手当を新設したということでございます。

また、全国的に見て遜色のない処遇と言えるかどうかということでございますけれども、診療所そのものが全国的に非常に多いわけではございません。和田先生の場合は 2 つの診療所を掛け持ちで、夜遅くまで頑張っている勤務医でございます。そうしたことから大変忙しい状況にあるというのは、竹内議員も御理解をいただけるのではないかなというふうに思うところでございます。以上のことから、他の病院との勤務医との比較が非常に難しいというふうな状況でありますので、今回、私のほうでは、そうしたことも踏まえ、近隣の病院等に勤務している同じぐらいの年齢の医師ということで、そういうものもいろいろな形で参考にさせていただいております。ただ、国保診療所の会計状況を勘案しながら、現在の待遇が維持できるように努めていきたいなというふうに考えているところであります。

また、看護師の給与につきましては、現在、国の人事院の給与表をそのまま使用しておりますので、今後も国の給与表での運用を行ってまいりたいと考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） わかりました。ただ、手当と給与とは、根本的な違いは、例えば、年金とか将来的な生活設計をやる上にとって、まるっきり違うわけですね。その点については、手当の場合は、いろいろな状況によっては廃止したり、あるいはもっと引き上げたりできるわけですが、その点について — まあ5万幾らの差しかないという話でしたけれども、本来的にいうと、やっぱり今の医師の活動の状況から言うと、おっしゃるように非常に厳しい活動をやられていますし、将来的に地域医療を充実したいということでの研究や調査をじっくりやっていると、そういう内容も聞いていますから、そういう面からいうと本当はやっぱり給与かなという思いがしたわけです。したがって、将来的な検討課題としては当然やっぱり持っていかねばならないんだろうと思うんですが、その点についてどうですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 今回はこういう形で新たに新設した手当でございますけれども、こういう待遇改善については、さらにこれからのいろいろな状況を勘案しながら、再度和田先生と相談しながら、医師の確保に努めてまいりたいなというふうに思っているところでございます。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第16号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第16号に対する質疑を終わります。

次に、議案第17号にかほ市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第17号に対する質疑を終わります。

次に、議案第18号にかほ市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） いずれ、特殊勤務手当の整理については、地方公務員も含めて、国家公務員もですが、かなり、何というか、厳しい内容での整理が全国的にやられているということは承知しております。そこで、年額の場合12万円、月額の場合8,000円、日額の場合1,500円になるものですが、年額を支給する対象業務と月額を支給する対象業務、どういうものがあるのか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 特殊勤務手当の額で年額のものにつきましては、産業医の手当ということで1人12万円がございまして、産業医としての職務に従事した医師に支給されます。今回は和田先生の産業医としての職務に従事した支給額でございまして、これが年額でございまして、月額支給する対象業務は、ごみ処理業務に従事する職員に支給する清掃業務手当ということで、清掃センターの職員2人分で月額で7,000円でございます。清掃業務手当ということで2人が対象になっております。それから、あと一般廃棄物処理施設技術管理者の職員に支給する一般廃棄物処理施設技術管理者手当ということで、これも月額で1人でございまして、これも清掃センターの職員でございます。

けれども、月額で8,000円でございます。それから、あと危険物の取扱者として従事する職員に支給する危険物の取扱者の手当は、今のところ対象者がございません。日額の場合の対象者も現在のところはございません。今後、日額の場合については、徴税手当等がこれから、納税の担当のほうの徴税の事務のほうにつきましてはこれから出てくるものと思われましても、現在のところは対象業務はございません。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第18号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第18号に対する質疑を終わります。

次に、議案第19号にかほ市長寿祝金条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第19号に対する質疑を終わります。

次に、議案第20号にかほ市安全・安心まちづくり条例制定についての質疑を行います。4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 3点お伺いをいたします。

第1点は、39ページ、提案理由にありますけれども、「犯罪の起こりにくいまちづくり」という表現がございます。これは具体的にはどのようなものを指すのかどうか、どのようなことを考えているのかどうか、それをお尋ねいたします。

次、第2点でございます。第4条に市の役割がございます。この中に、「安全・安心まちづくりに関する総合的な施策」とこういう文言がありますが、これについても具体的にどのようなことを考えているのかという点をお伺いいたします。

次、第7条でございます。41ページでございます。この中に「関係団体」という言葉がございますが、関係団体とはどのような組織を考えておられるのか。

以上、3点お伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 4番池田議員の御質問にお答え申し上げます。

第1点目の提案理由の中で、犯罪の起こりにくいまちづくりとは具体的にどのようなものかということでございますが、犯罪を犯す人間を事前に見つけるということは困難ですけれども、犯罪を起こさせない環境を醸成するということは可能だと思います。そういう基本的な考え方のもとに、3点に要約することができると考えております。1つ目は、市民の防犯意識の高揚を図るということでございます。2つ目は、自主的活動の推進ということでございます。そして、3つ目は、防犯環境の整備ということでございます。このような施策を総合的に推進していくことによって犯罪の起こりにくい環境が醸成されていくものと考えております。

次、第2点目の第4条関係で、市の役割としての安全・安心まちづくりに関する総合的な施策とは具体的にどのようなものかということでございます。近年は、子供や高齢者など弱い立場の人をねらった犯罪が急増し、悪質化している傾向が見られます。被害に遭わないためには、まず、市民

一人一人が日ごろから防犯対策をとることが大切でございます。そして、安心して暮らせるまちづくりには地域全体の協力が必要であります。住民が防犯に対する意識を高め、情報を共有することが犯罪を地域から追い出す第一歩と考えております。このようなことを踏まえまして、総合的な施策としては、啓発活動、あるいは市民等の活動に対する支援、児童の安全教育の充実及び学校等における安全の確保、あるいは犯罪の防止に配慮した道路等や住宅の普及など、ソフト・ハード両面にわたった施策を考えております。

次に、第3点目の第7条関係で、協議会の関係団体とはどのようなところかということでございます。御案内のとおり、第8条において、この条例に定めるもののほか、安全・安心に関し必要な事項は市長が定めるとしてありますので、この条例案を可決決定していただいた後に施行規則を制定し、第7条で定める協議会の趣旨や所掌事項、組織等も検討して実施していきたいと考えております。現時点で考えられる団体としては、町内会、自治会、それから防犯関係団体、それから教育関係者の団体、交通安全関係者の団体、消費者団体、青少年育成団体、あるいは金融関係者で構成する団体、あるいは商工会、こういうところが今の時点で考えられます。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 1点だけお伺いいたします。今、部長から答弁ありましたけれども、こういった犯罪の起こりにくいまちづくり、これにはやっぱり地域の応援、それから見回り活動、常時。これが私は非常に大切だと、こういうふうに考えております。この条例を見ますと、この協議会の中の構成メンバーには関係団体、これに町内会等が入ってくると思うんですが、私は、この市の役割、市民の役割、それから事業者等の役割がございますが、地域の協力業務といいますか、協力的な文言、これは条文としてひとつ入ってもいいのでないかというふうな考え方をもちますが、それについてのお考えはどうですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 当然、現在、実際、見守り隊、見守り活動という活動をやられている団体等はあるわけでございますが、この中でいわゆる市民という、あるいは事業者等、これにすべて含まれてくるというふうに考えております。したがって、協議会の中でそういう皆さんから委員になって、その団体の代表の皆さんから協議会に入っていていただいて情報の共有、あるいは思想の、いわゆる防犯思想の普及について高めていただきたい、広めていきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第20号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第20号に対する質疑を終わります。

次に、議案第21号にかほ市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第28号にかほ市立学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例制定についてまで8件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 21 号から議案第 28 号まで、8 件の質疑を終わります。

所用のため 11 時 5 分まで休憩します。

午前 10 時 57 分 休 憩

午前 11 時 05 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 29 号にかほ市水道水源保護条例制定についての質疑を行います。最初に、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） この条例に対しては、議案に対しては、多数の議員からも質問が出されているようですので、ぶつからないようにやりたいんですけども、お願いします。

1 つ目は、条例第 2 条第 1 号で、水道法第 3 条第 8 項に規定する取水施設と貯水施設にかかわる地域で、水道の原水の取り入れにかかわる区域を水源地域と規定しています。当市の取水施設と貯水施設の各施設の数と内容、例えば、湧水なのか、表流水なのか、そういうものについて伺います。

2 つ目は、水源保護地域として、水源地域を含む地域で水源を保護するために保全する必要がある区域を市長が指定するとあるが、一般的に範囲はどのくらいになるのか、伺います。

3 つ目は、第 20 条から第 32 条まで、対象事業場と規制対象事業場の履行義務と指導、命令、勧告等が規定されていますが、これらに従わない場合の対処方法については、この条例の中にはありませんので、どういうものがこれから考えられていくのか伺います。

4 つ目は、施行期日について、この条例は公布の日から施行されるとあります。普通は施行期日を書いて、何月何日からというふうに、この条例改定とか、きょう出されている議案の中でも何年何月何日から施行するとありますが、施行期日を特定できない理由についてあるのかどうか伺います。

5 点目は、本市にとって現在問題になっている大型養豚団地の進出問題があります。この条例が適用された場合、どのような対応をすることになっていくのか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、お答えしたいと思います。

最初に、取水施設等の内容でございます。現在、にかほ市のほうには、上水道といたしまして、取水施設ですが、水源としては 26 ヲ所、それから簡易水道が 14 ヲ所、計 40 ヲ所の水源等がございます。内訳です。上水道のほうとして、地下水より取水している地区が 19 ヲ所、湧水は 5 ヲ所、河川などの表流水が 2 ヲ所、計 26 ヲ所です。簡易水道につきましては、地下水が 1 ヲ所、湧水が 13 ヲ所、計 14 ヲ所になっております。そのほかに、自然水といたしまして、これ、ダブるわけなんですけれども、河川からの取り入れしている箇所は、それぞれ金浦、象潟につき 1 ヲ所ずつの

2カ所というふうになっております。

それから、水源保護地域の範囲でありますけれども、これにつきましては水源を含むその上流域というふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 局長に申し上げます。この議案に対する質疑が大変多くの方から出ておりますので、できましたら各議員が控えられる範囲の速度で説明していただければよろしいかと思っております。

ガス水道局長（須田登美雄君） はい。

3番目の事業場に対しての中止勧告に従わなかった場合ということでございますけれども、これにつきましては、指導があった場合においては従っていただくように何回も繰り返して指導を行っていきたいというふうに考えるところでございます。あくまでも説得し続けていくということでございます。

施行期日についての明記でございますが、もしこの本条例案を可決いただいた場合には速やかに公布し、できるだけ早く条例を施行したいために施行期日をうたわなかったものでございます。

大型養豚団地に対しての適用のことでありますが、現時点では何とも言えませんけれども、もし本条例が可決いただきまして、水源保護地域指定告示の後にその指定した区域内に進出をするということであれば、この条例に基づいて適用するというふうに考えております。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 上水道が26、簡易水道が14。そのうち地下が19と、それから湧水が5、表流水が2と。地下が1と13と、こういう内容です。この場合に、この条例が適用なった場合の大まかな、この条例を作成する際に検討した、このぐらいの地域だというふうに何キロ平方メートルかというふうに考えたわけですか。それがまず1点であります。

それから、施行期日については、できるだけ条例が可決なった場合は早くするという意味合いでというふうに言っていますけれども、例えば、例えばですよ、継続審議とかそういうふうになった場合は、その6月とか、あるいは9月とか、そういう形で延び延び、延び延びになっていくという、そういうものなんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 面積の件ですけれども、ほかの先進地の例を見ましても、相当広範囲なものというふうになっているようでございます。にかほ市の場合でも、想定といたしましても、150～160平方キロというふうにはなるのではないかなというふうに考えております。他の例で見ますと、にかほ市の3倍近い650とか、そういうふうな面積を指定しているというふうな区域もございまして。

施行期日の件でございますが、おっしゃるとおりだと思います。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） にかほ市の土地というのは240平方キロだというふうに理解をしております。そのうち、こういうふうに150から160ぐらいになるとすれば、この後の、何というか、どの辺ま

でというふうに、これだけ、40の取水施設があって、そして150から160と、そういう場合に、想定すれば、3分の2ぐらいというふうになるんじゃないかと思うんです。その場合の、その後のいろんな活動というか、産業活動も含めて、産業課長とかそういう人方、いわゆるこの水源を守るといふことについての考え方は私も理解はできるわけですが、そういうことについてのお互いの意見の交換というか、そういうものについてやられたんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） この条例案の一番最後のほうにも、区域と指定する事業所というものを書いてあります。これらが規制対象事業になり得るかもしれないという事業場をあらわしたものでありまして、通常の産業というものすべてに対して保護区域に進出してはならないというものではございません。したがって、そういうものにつきましては関係部局とも十分打ち合わせをしてやってきたものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） 同じく質問させていただきます。

1つ目が、第2条にあります、(1)と(2)内の区域、並びに第18条の水源保護地域の設定のための審議会の設置時期、審議会は速やかに設置するということになると思いますが、その設置時期と審議後の区域並びに地域の設定時期は、タイムスケジュールなんだと思うんですが、おおよそいつごろまでと考えていますか。ありましたらお答えください。

2つ目が、第5章ですが、第5章には、水源保護地域における規制として、禁止並びに命令などの対象者が守るべき事項が明記されております。先ほどの竹内議員の質問に対しても、遵守しない場合は説得を続けるということでしたが、この条例にはそれに伴う罰則規定がございません。罰則規定がなければ説得を続けたとしても条例に対する遵法意識の希薄化が懸念されるのではないかと考えられます。この点についてどのように考えておられるか、お答えをお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 最初に、審議会の設置後の話でございますけれども、もし本議会で条例が可決いただいたという場合につきましては、できるだけ早くということで4月中には審議会委員の選考を行いたいということでございます。その後、審議会を開催いたしまして手続きを行い、できるだけ早く区域の人へ告示を行いたいと考えておりますけれども、いろいろ議会期間とかございますので、時期的には夏ごろになるのではないかなというふうに考えているところでございます。

2つ目の本条例に対する遵法意識の希薄化ということでもありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、繰り返し従っていけるよう指導を行っていきたいと考えておりますけれども。あと罰則規定については検討をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） 夏ごろというのは非常にアバウトですが、夏というのは6月から8月のどれかということによろしいんでしょうか。その今、「うん」と言いましたから、まず答えいいです。

あと罰則規定ですけれども、検討させていただくということは、まず検討させていただくということで、当然、規定もあり得るということで理解してよろしいのでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 検討の結果になりますけれども、そういうことも含めて検討するというのでございます。

【3番（市川雄次君）「以上です」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） この条例を読んで、大変よくわかりにくいというのが第一の感想なんですけれども、何でよくわかりにくいのかなと読んでみたら、中に審議会の条文が入っているんです、ちょうど真ん中に。それが終わるとまた実務条例みたいなのが出てくるわけですよ。ということで、その審議会条項を、要するに審議会条例として別個に分けて提出されたほうがよろしいのではないかと思います、その辺の御見解をひとつお願いします。

関連して、19条の2は、これは当然、審議会条項に入ると思われるんですが、そういうことも含めてまず第1点お尋ねします。

それと、3条からですね。市の責務、3条、4条、5条あるんですけれども、市、事業者、市民の責務の条項はあるんですけれども、対象事業者の責務はないんですよ。この条例の中では対象事業者の存在が一番ウエートを占めるんじゃないかと思うんですけれども、これの責務は触れてないのはなぜかということです。

それから、21条に、計画の公開、その前の事前協議に関連してですが、計画の公開のただし書きに、企業秘密に属するものであれば非公開でもいいというような、そういう内容になっていますけれども、対象事業者はこの条項を手に、理由に、そういった技術の公開をするだろうかということなわけです。どこまで企業秘密かどうかということは、その会社でなければ、事業者でなければなかなかわからないところで、すべて企業秘密だよということで公開の対象にほとんどならないというようなことになりかねません。その場合、市の職員の側で、いや、これは企業秘密ではないと言えるだけの資料を持てるかどうか、判断能力が持てるかどうかというのを心配されます。これについての御答弁をお聞かせ願いたいと思います。

それから、4つ目ですが、規制対象事業場の認定が22条にあるわけです。これですね、よく読みますと、22条のほうに、要するにこの事業場の認定の有無を決定するわけですよ、審議会では。それで、22条の2項では、いろいろ、(1)から(4)まで、水資源の枯渇をもたらすおそれがある。それから土壌を汚染するおそれがあるということを、これに抵触すれば、これは認定をしないというふうに私は読むんですけれども、この22条の括弧書きの認定ということでは、これ、認定の対象になるのかなと。だから、こういう汚染がされても、それから枯渇をもたらしても、逆にこれは認定をするというふうに読めるわけです。ということで、この辺の御見解をお尋ねしたいと思っておりますけれども。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、最初の審議会の設置の条文でございますけれども、

確かに審議会の設置条例を分けておるといものもあります。また、一緒になっているものも数多くございます。我々のほうでは、この条文のほうですが、18条、19条に「審議会」の文言は出てきます。したがって、その前に審議会の項目を設けたほうがわかりやすいのではないかなと。あちこち見るよりは、この条例一本で審議会も含めたものの方がいいのではないかなということで、この18条、19条の「審議会」の文言が出てくる前に審議会の設置のものを設けたものでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

19条の第2項につきましては、水源保護地域の指定に関する利害関係者の陳述の方法ということで、手続に関するところでございますので、この項として設けているものでございます。

対象事業者の責務につきましては、第4条のほうに事業者の責務というものがございしますが、この中に対象事業場も含まれるという考え方でございます。

21条の計画の公開についての御質問ですが、確かに難しい面もありますけれども、市長の説明責任もあります。ある程度公開はしたいと考えておりますけれども、事業者の意向も踏まえ、その辺のところは協議しながら決定していきたいというふうに考えているところでございます。

22条の規制対象事業場の認定ということでございますけれども、これはあくまでも規制対象事業場として認定するということの認定でございまして、そのとおりでございますので、よろしく願います。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） 今の局長のあれで、ちょっと説明が違うんじゃないですかね。責務ですけども、対象事業者の責務はないということで、いや、4条に、事業者の中に要するに包括されるような御答弁でしたけれども、文言の説明の中で、事業者と対象事業者は完全に別個になっているわけですよ。61ページの(7)事業者、それから(8)で対象事業者になっている。明確に分離されているわけですよ。で、事業者と対象事業者は性格そのものが全く違うわけで、事業者というのは要するに市内に住んでいる一般事業者、市民も含めての事業者ということで、対象事業者は、これ、事業をやる人の対象なわけです。でしょう。それから、その肝心かなめの対象事業者の責務がないということで答弁を求めているのに、いや、事業者の中に含まれているよということは、文言のこの解説からもおかしいんじゃないですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） あくまでもこの表の中身については、事業者の中から対象事業者はこういうものですよということで引き出したものでありまして、あくまでもこの中では事業者の中に含まれているという考え方をしております。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） ですから、この条例、わかりにくいというのはそういうところが若干あるんですが、違うんですよ、局長。今、読みます。いいですか。「(7)事業者 市内において経済活動又は社会活動を行う全ての個人又は法人若しくは団体をいう。」これが事業者ですよ。対象事業者は、「水源保護地域内において対象事業場を設置する事業者をいう。」というんですから、要するに条例でははっきり、(7)と(8)分けているわけですよ。分けておいて、その下の責務は、市の責

務、それから事業者の責務、市民等の責務。で、ここまで三者がなっていて、肝心かなめの対象事業者の責務がないというのは、これは要するに事業をやる人の、水源の近くで事業をやる人が対象事業者なわけですから。

この条文そのものは対象事業者を対象にして事前協議をなさいよ、公開をなさいよというのがこの条例の趣旨なわけですよ。そうすると、対象事業者の責務が出てこないというのは、要するに画竜点睛を欠くんじゃありませんかということなんです。だから、その辺が、いや、事業者の中に含まれるという説明は、完全に別の人のことを要するに言うことに、AもBもごっちゃにしている話になるわけで、そうじゃないでしようと言っているんです。

それと、その企業秘密云々で、対象事業者が企業秘密を盾に、ほとんど公開しませんよと言った場合に、その辺の市側の、そうじゃないと言える技術能力があるのかどうか、もう一度、2点明確な答弁をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） うちのほうではわかっているわけなんでございますけれども、あくまでも対象事業者というものは事業者の中ということで、(8)のほうにもうたっているわけでございます。対象事業場を設置するものは対象事業者であって、そうでなければ事業者と同様というふうなことで解釈しております。

それから、公開の件でございますけれども、確かに難しい面もあります。あくまでも我々としては必要と思われる資料を提出いただいた上で、そして業者側と協議し、その上で決定していきたいというふうに考えているものでございまして、何が何でもすべてが全部企業秘密ということであれば、向こうのほうの誠意ということも疑われますし、市としての公開といえますか、情報の提供というふうなものもございまして、その辺のところはちゃんと協議しながらでなければ何とも今のところは出てこなければ言えないのではないかなというふうに思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） どうもそのわからないのは、対象事業者が事業者の中に包括されるというのは、いや、事業者そのものは、要するに全体ひっくるめての事業者ということは、それはわかります。ただ、現実はその事業をその地域内で行おうとするものであれば、事業者から対象事業者になるわけでしょう。そうすれば、事業者の責務の中に包括されて、この文書でいいというわけにはいかないんじゃないですかと私は言っているわけです。当然、対象事業者としての責務は、一般のその事業者の責務とはまた別個に条文に出てこないと、肝心かなめのところのそのあれは抜けているんじゃないですかと言いたいんですが、再度。企業管理者、どうですか。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前 11 時 29 分 休 憩

午前 11 時 31 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

答弁、助役。

助役（横山昭君） ただいまの2条の7号、8号の関係でございます。対象事業者というのは、対象事業場を水源保護地域内において事業展開する事業者を対象事業者というということでありませう。その上の事業者というのは、すべての事業者ということですので、対象事業場で行うとか行わないとかにかかわらずすべての事業者と。要するに、水源保護地域内の下のほうでやっている事業者についてもそれなりの責務を、努力目標といいますか、そういった責務を課するというものであります。そして、対象事業者というのは、その責務といいますか、手続は、20条から、要するに事前協議をしてもらいましょうということから対象事業者がやるべきことを記載しておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（竹内睦夫君） 次に、17番佐藤元議員。

17番（佐藤元君） 今、ちょうどその事業者とか何とかそういう話になりましたけれども、その該当する一人としてちょっと説明したいことがありますので……

議長（竹内睦夫君） 佐藤元議員に申し上げます。質疑に限定してください。

17番（佐藤元君） はい。

それで、実は、この議案書をいただいたのが26日の臨時議会の後の全員協議会のときでありましたので、当日の夕方、拝見したわけですが、実は、拝見した後、ちょっと私が思ったことを率直に今申し上げますが、なぜこの議案が今なのかなということをもまず率直に申し上げます。

実は、昭和50年代の初め、私どものいわゆる砕け石を主体とする事業所が旧本荘由利、にかほ市も含めましてですが、14事業所あったわけですが、今現在、平成19年の3月現在で4社ほどしかいないわけですが、いろんな形で、その後、調査を現実にしたわけですが、この議案が上がってくるほどの問題があるのかなと思ひまして、実際、内部調査をいたしましたところ、そのような事実はないということがありましたので、まず事前にその報告をしておきたいと思ひます。

本題に入ります。まず、単刀直入に私が局長にお答えしていただきたいのは、まず、なぜ今なのかということをも単刀直入にお答え願ひたいと思ひます。

そして、この29号案が上程され、そして仮に可決されることよってのメリット、また、逆にそのデメリットを答弁していただきたい。

そして、現行法では、いわゆる水道法では維持できない具体的な例と、その説明をまず願ひしたい。

そして、基本的に、このにかほ市の水道水源保護条例は何型を望んでいるのか、そのことをまず願ひしたいと思ひます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

【「議長、29号に対する質疑を終わらせたほうがいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり】

議長 暫時休憩します。

午前11時37分 休憩

午前 11 時 38 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

17 番佐藤元議員。

17 番（佐藤元君） それでは、現行法のいわゆる水道法の不備な点を資料提出の上に説明していただきたい。

それと、何型を想定しているのかということも申し上げました。

それと、もう一点、この条例案はいつごろに策定されたのか、教えていただきたい。

次、当然この条例案が可決されますと、財産権、受益権の確保が難しくなるわけですから、当然、人様の財産を拘束することになるわけですから、それをどう考えているか。

次、巻末に経過措置が掲載されていますが、28 条に戻りますと「何人も」となっております。いわゆる既存企業の中には区域拡大が必須条件となってくる企業も当然考えられるわけでありまして、このことをどう考えているか、お伺いいたします。

次、第 13 条の 2、これはどのような方々を想定していらっしゃるのかをあわせて伺います。

次、当然、条文の不足は規則で定めてくることと思われるが、この場合、どのようなスタッフで考えているのかもあわせてお願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、なぜ今なのかということでございますけれども、にかほ市の水道につきましては、旧町時代に本当に 3 町とも水不足で大変苦労した時期がありました。これは皆様も御承知のことと思います。現在、ようやく安定した水源を確保して、市民の皆様へ安定供給を行えているわけでございますけれども、さらにこれに努めていくことが大事だと考えております。今後、さらに安全・安心な水を供給し、市民の生命、健康を守るためには、貴重な水資源の保護・確保を図る必要性があり、本条例を制定しようとするものであります。

メリットにつきましては、第 1 条の目的にもありますように、市民の生命、健康を守ることにより、市民にとっての公益が確保されるというふうに考えております。

デメリットですが、これは逆に、市民にとって、公益を守るために権利をある程度規制するわけですから、それとの調整が出てくるということがデメリットと考えられます。

現行法で維持できない点、現行法の不備な点ということでございますけれども、水道水源に関する法律には、水質汚濁防止法や特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法などがありますけれども、いずれも設置後の法規制であります。事前措置に係る上位法はありません。したがって、地方自治の本旨に基づいて、上位法ではカバーし切れない、いわゆる法のすき間といいますか、これを補うために条例を制定しようとするものでございます。

民間における財産権等の確保につきましては、本当に大変大事なものだとは思っております。本条例はあくまで、水道に係る水道水源地域を保護することにより、市民に末永く安全・安心な飲料水を提供するため、水道水源の上流地域にある土地の利活用にある程度の制限を加えることはやむ

を得ないと考え、制定しようとするものであります。

既存企業の経過措置後のことですが、経過措置後、既存企業が拡大しようとする場合においては、28条についての規制対象事業場についてのものでなく、あくまでも第25条により事前協議ということで手続を行っていくというものでありまして、最初から拡大を否定しているものではございません。

審議会の委員についてでございますけれども、13条の2項に「その他市長が相当と認める者」とありますけれども、これについては水利関係者の団体、あるいは市民というものを想定しております。

規則等の策定につきましては、スタッフの関連ですので、ガス水道局、法制担当等、関係部局と連携をとりながら策定するというところで考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 17番佐藤元議員。

17番（佐藤元君） 一つまだ答えていただいていないものがあるわけですがけれども。私は、28条の、私の言っている意味、局長ちょっと理解してもらっていないところがあるわけですがけれども、今そこで働いている人方は当然動くわけですよ。そうすると、事前に、仮にこれが可決されて、そこがいわゆる保護区域に入ってしまうと、当然、規制されるわけですから、当然、身動きできなくなる。仮にそこから1キロ右へ行け、左へ行け、上に行けと言われたって、当然行かれるわけがないわけですから、そのような場合はどう考えているんですかと私は聞いたわけですがけれども。

議長（竹内睦夫君） 佐藤元議員、今、答弁に入る前に一つ確認しますけれども、1回目の質疑で、何型だかと言った、その何型の意味が余り当局のほうではよく理解できていないようですので、もし手持ちの資料等ありましたら、説明しながら質疑してください。佐藤元議員。

17番（佐藤元君） いわゆる規制をかけようとしているわけですから、当然、水質にかけるのか、それとも立地型にかけようとしているのかというのがあるわけですよ。それはメーンはどっちなのかと私は聞いているわけです。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 最初に、28条に関連したことでございますけれども、既存の事業場ということで、経過措置において既存事業場にあるものというものは、あくまでも対象事業場でございます。あっても対象事業場でございます。規制対象事業場ではございません。したがって、25条の申請に基づきまして、規制対象事業場になるのかどうかの判断を行うというのはそこで行うことでございまして、最初からその場所ではだめだと言っているのではないということで御説明したつもりでございます。今まである事業場というものは、そんなに現時点において大きな被害等は与えていないということであれば、そういうものを考慮しながらその時点で判断するものというふうに考えております。

それから、何型ということでございますけれども、これはあくまでも水源、水域を保護するというもので、そのために行うものでございます。

議長（竹内睦夫君） 17番佐藤元議員。

17番（佐藤元君） そうすると、これは、水質汚濁防止でもない、水源枯渇防止でもないという

ことですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） あくまでも水源の保護ですから、水源の中には、水を守るということですので、水質、あるいは水量というものも含まれるというふうに解釈しております。

議長（竹内睦夫君） 4回目になりますので簡潔にお願いします。17番佐藤元議員。

17番（佐藤元君） いや、何か伝わっていないんですけれども。ですから、私は、立地規制型ではないんですかと聞いているんです。

議長（竹内睦夫君） ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 水道水源に影響を及ぼすものであれば立地規制というふうな形になると思います。

議長（竹内睦夫君） 次に、21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） 同僚議員から多くの質疑がされておりますので、重複を避けながらお聞きします。

第2条の水源保護地域の区域指定がありますが、端的にお聞きいたしますが、こういう重要な議案でありますから、例えば、水源保護条例の案を提案され、その過程で地域の区域指定案が当然あるんじゃないかと。前の同僚議員の質疑の中にもありましたが、指定区域面積はどのくらいかということにもお答えになっておりますので、管内地図にマーキングなどをして案を提示していただくことはできないのかということが一つであります。

それから、12条の調査審議のための学識経験者、審議員のメンバーに、これは水源保全の意味でいきますと、かなり専門分野にわたる知識を持った者でないと判断できない要素があるかと思えます。特に、22条の認定にあつては、申請があれば、それを審査審議会に諮問をして、そして審議会で調査して、市長に意見を具申して、それで認定を決めると。そして、事業者の事業を禁止できるという内容でありますから、そういう意味で、審議会、非常に重要な面を持っております。県の都市計画審議員相当以上の内容を持っていると思いますので、特にどのような分野の学識の高い経験者を考えておられるのか。例えば、地質学に相当する者とか、あるいはその他の技術を持った学識経験者とか、まあちょっと市内の市民の中でそれにふさわしいような方は見当たらないだけに、今、このことをお聞きいたします。

それから、いわゆる罰則がないという質疑が出されております。私も同様の考えで、これが罰則が — まあ、かつては条例に余り罰則を求めることは好ましくないという考え方がありましたが、近年、県や市で罰則を設ける条例もまま見受けられるようになっておりますが、この罰則がないと空文になりはしないかというような懸念もあります。それにかわる国・県の法律や関係条文、上位法と申しますか、上位法があるのかないのか、そこら辺をお聞きいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） まず最初に、水源保護地域の区域の指定の案ということでございますけれども、確かに素案という形のはございます。

それから、審議会の委員の学識経験を有する者……

【21番（本藤敏夫君）「いえいえ、そうだったら、マーキング……」と呼ぶ】

ガス水道局長（須田登美雄君） まずこれ終わってからと思ひまして。

審議会の委員の学識経験を有する者というものについては、私のほうとしては、水利、あるいは水質等に造詣の深い方ということをご想定しております。

国県等の法律、条例との関係でありますけれども、これについては、先ほども申し上げましたとおり、水源を保護するために事前に規制をかける法がないためということで、今回こういうものを策定しようとするものでございます。30条につきましては、あくまでも水源保護地域内に関して定めたということでありまして、他の法令とは特別、別のものというふうにご考えております。

議長（竹内睦夫君） ただいま本藤議員のほうから申し入れありました位置図等の素案図面はあるということのようですので、用意されているということのようですので、お昼休みを挟んで、それを皆さんに配付するようにして、後の説明はその後ということにさせていただきたいと思いますので。

これで昼食のため……

【「まだ終わっていない」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 図面を出してもらってからということで、昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今、皆さん方のお手元に、先ほど午前中の質疑の段階で要求ありました資料が配付されております。これの位置的なこと等について、もし本藤議員の質疑の段階で説明を加えるようなことが必要であれば申し出てください。

では、21番本藤敏夫議員。

【21番（本藤敏夫君）「続行でしょうか」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） はい、続行です。21番本藤敏夫議員。

21番（本藤敏夫君） 管内地図にマーキングした資料、ありがとうございました。できれば、言われる前に出していただければ、なおよかったと思っております。この赤丸は周辺地と見ていいと思いますが、後ほど簡単な説明をつけていただければありがたいと思います。

なお、質疑を続行させていただきますが、学識経験者の、どういう分野の学識経験者を呼ぶのかということに対してでありますけれども、市内外にかかわらずそれ相当の者を委員会委員に選任する考えがあるのか、市内にとどまるのか。かなり専門的な知識が必要かと思っておりますので、そこをひとつ。

それから、罰則がないわけで、27条、原状回復、あるいはそれにかわる措置をとるように命ずるなどという文言が29条ほかあるわけですが、繰り返し指導すると言いますけれども、繰り返し指導をしても、なおかつ、その命令や指導に対応しないという場合、国の法律かなんかで、これにかわるものがあるのかどうかということを知っています。その点ひとつお答えいただければありがたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、最初に、今お配りいたしました素案について概略の説明をさせていただきます。

色塗りの件ですけれども、茶色につきましては、市内の県道を含めた幹線道路ということでございます。水色につきましては、市内の河川ということで、白雪川と奈曽川を表記したものでございます。中にある赤ポツ、これは本藤議員の御指摘のとおり水源の位置でございます。簡水、上水を問わず水源を表記したものです。中に四角のものがございまして、これは浄水場ということの表記でございます。そして、黄色の線がありますが、これが保護地域ということ想定した素案でございます。これの内部を保護指定ということでつくりました素案でございます。この面積が、先ほど言いましたように、およそ160平方キロぐらいではないかなということで考えているところです。あくまでもこれは素案でございますので、これで決定したものではありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、学識経験の選任の範囲ということですが、市内ということで考えているわけではございません。市内外を問わず、これらに関する専門的な知識を有する方ということでいきたいというふうに考えております。

この罰則の関係でございますけれども、私どもの市として対応できる。まあ、物にもよりますけれども、何かほかの条例、あるいはほかのほうであればということですが、今回は、この水源の立地に対するものは他の法令にも罰則等のものはございませんので、他の法令でというのはなかなか難しい面があるかと思ひます。これは何らかのほかの方法で考えなければならないのかなというふうに想定はしておりますけれども、現時点ではまだそこまでのものは見当たらないというふうに考えております。以上です。

【21番（本藤敏夫君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで21番本藤敏夫議員の質疑を終わります。

次に、6番佐藤文昭議員の質疑を許します。6番佐藤文昭議員。

6番（佐藤文昭君） まずダブるような質疑になると思ひますけれども、御理解いただきます。

まず、最初に書いた、今、なぜ条例制定なのかについては、現時点では養豚事業については何とも言われぬとか、安定した水を供給するということでの条例制定ということでございまして、この条例制定が、はっきり申し上げて、再度伺いますけれども、養豚事業が今、この市に進出しようとしていますけれども、養豚事業進出への対策ではないのか、再度お聞きしたいと思います。

それから、国の法令なんかでは、この水源水質保全のためのいろいろな関係法令があり、私はこれで十分じゃないかと思ひておりましたけれども、水質汚濁防止法については、水源保護目的で制

定されているようなものでございますので、それらについても再度答弁をお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） なぜ条例制定かということで、先ほど佐藤議員のほうにもお答えしておりますので、繰り返しになるかと思いますが、あくまでも市民に安全・安心な水を供給し、生命・健康を守るためには、この主要な水道水源の地域の保全を行うということを目的に条例を制定しようというものでございまして、養豚事業との直接的なものは考えておりません。

また、国の制度との関連でございまして、先ほども申し上げましたとおり、他の法令というものは、設置した後の排出水の基準というもので、事前にそういうものがないということなので、今回そういうのを事前に規制するために、こういう条例というものを制定しようとするものでございます。あくまでもそういうことでございます。

議長（竹内睦夫君） 6番佐藤文昭議員。

6番（佐藤文昭君） この条例の中で、例えば、定義の第2条には「排水等」としか、まあ、この水源保護条例というのは、排水等に一番汚染されやすいということで、大変危惧されるわけでございますけれども、この「排水等」としかありませんけれども、排水基準とかそういう、いわゆる排水の規制等についての排水基準についてはそこに何もうたっておりませんが、その点についてはどのように考えておりますか。

それから、もう一つは、この目的の中、第1条、「この条例は、本市の水道」とこうありますけれども、他県の例を見ていけば、まあ私の考え方でございまして、水道法の第2条第1項の規定に基づきとかという、そういう字句が入ったほうが、私としてはこの条例としてはわかりやすかったのではないかと思いますけれども、その点についてひとつ。

それから、もう一つは、養豚事業については余り触れておりませんが、養豚業者が2月21日に市に対して進出したいという旨の説明には来ているわけです。この条例が制定されるということは、この法令に違反するとか、そういうことにはならないんですか。その点について、3点お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） まず、第1条についてでございますけれども、確かに他の政令市の例を見ますと、水道法の第2条に基づいて条例を制定するというような表現をしている地域もございまして、私どもにつきましては、そういうことではなくて、あくまでも法益に基づいた考え方でいこうということで、地方自治法の趣旨にのっとり作成をしようということで、あえてそれは載せておりません。

それから、養豚事業の進出ということでございまして、我々は、あくまでもそういうことではなくて、先ほども申し上げましたとおり、水源を守るためというふうなことで作成しようとするものでありまして、何ら法に触れることはないと考えております。

それから、排水基準でございまして、これについては、細かなことについてはまだ詳しくは検討していませんけれども、今後そういうものも整備が必要であれば、そういうものも決めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 6番佐藤文昭議員。

6番（佐藤文昭君） やはりこの排水基準等については、やっぱりこの条例を決める前にしっかり条例の中にうたっておくべきではないんですか。後で検討するとかということではなくて、そういうものははっきり条例の仕組みの中に入れて条例制定ということで提案するべきではないんですか。再度お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） そういうものにつきましては、後で規則のほうに定めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） これで6番佐藤文昭議員の質疑を終わります。

次に、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） この条例につきましては、同僚議員がたくさん質問をしております。重複する点もたくさんありますので、そういった点は割愛したいと思います。ただ、局長からいろいろお話が出ておりますけれども、私、質疑通告にも若干書いておりますので、同じ答弁にはなるかと思っておりますけれども、ひとつ市長にお願いしたいと思っております。

水源の保護、あるいは水質の保全、これは当然のことでございます。同僚議員からも話がありましたけれども、今の時期にこの条例を制定すると、これについては何か特別な目的があるのかどうか、これは通告しておりますので、局長と同じ答弁になるかと思っておりますけれども、ひとつお伺いをいたします。

通告のうち3点だけお伺いいたします。

第1点、59ページですが、提案理由中に、水質の保全、あるいは水源の保護のほかに、豊富な水量の確保とこういうふうなことがございます。条文の中を見ますと、この水量の確保、こういったものについての規定はございません。これはどういう理由によるものか、お伺いをいたします。

それから、次、60ページになりますが、第2条、水源保護地域の指定の記載がございます。これについて、水源地域には水道法という上位法の規定がありますが、地域指定、この関係には上位法の記述はございません。それで、この地域指定は水道法に基づく地域指定なのか、あるいは他の何かの条例法に基づく地域指定なのか、これをお伺いいたします。

それから、2つ目、指定区域の範囲、この図面の素案が示されましたけれども、非常に広範囲でございます。160ヘクタール程度ということでございますが、この範囲の基準といたしますか、目安といたしますか、そういうものがあるのかどうか、これをお伺いいたします。

それから、もう一点でございます。63ページでございます。18条と19条。18条には水源保護地域の指定、それから19条には利害関係者の意見陳述、こういう記載がございしますが、この中を見ますと、指定に当たっては審議会の意見を聞かなければならない。土地所有者及び利害関係者、これについては意見を述べるができること、こういうふうにあります。私は非常に逆さまのような感じがするんですが、土地所有者、あるいは利害関係者、こういった方の意見は優先して聞くべきでないか。指定に当たってですね。この点についてお伺いします。

さらには、土地所有者については所有権という私権がございします。上位法との絡みもお聞きした

いわけですが、こういった所有権という私権の制限をするわけでございます。こういった私権の制限という点で特に問題はないのかどうか。

以上、3点お伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） それでは、池田議員の質問にお答えをしたいと思います。

先ほど来、ガス水道局長から説明しましたけれども、やはり水道事業を展開しているにかほ市としては、安全で安心な水を供給していくということは大原則だと私は思っております。そうした中で、やっぱり将来的には、いろいろな開発、あるいは事業展開も行われる可能性もあるわけです。じゃ、そういう開発、あるいは事業展開の中で、どのような形で水道水源の水質などに影響を与えるのか、こうしたことはやはり市としてチェックしていくことは必要だと私は考えています。チェックして、場合によってはそれを制限していくということも、私はやむを得ないのではないかなというふうに考えております。

残念ながら、先ほど局長もお話ししておりますが、市が事前にそういう形をチェックするような法令等は現在ありません。ですから、このような条例を整備して、何とかそういうチェック機能も高めていきたいなというふうに考えているところでございます。これも先ほど局長が申し上げましたように、水質の悪化、水源の水質の悪化については、やはり直接、市民の健康、あるいは市民生活に影響を与えることとなります。ですから、この条例については、議員の皆さんから御理解をいただければ、私は速やかにやるべきだと、制定すべきだと、そういう考え方で提案をさせていただいたところでございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、御質問の豊富な水量の確保ということの定義がないということでございますけれども、第1条の目的に記載されておりますとおり、清らかで豊富な水を保全し、もって現在及び将来にわたって住民の生命及び健康を守り、豊かな暮らしを確保するというところでございます。

それから、第2条関係の水源保護指定に係る根拠でございますけれども、これはあくまでも本条例に基づいた地域指定でございますして、他の法令のものではございません。

それから、保護地域の範囲でございますけれども、基準といいますか、それはあくまでも水源を含む上流域ということで想定しております。水は高いところから低いところに流れるということでございますので、水源の上流域ということで想定したものでございます。

それから、利害関係者との関係でございますけれども、あくまでも、今、市長のほうからも話がありましたように、水道水源を守るという公益を大切に持って行ったものでございます。

それから、所有権、私権についての制限を加えるということでございますけれども、現在でも農地法では農振地域、都市計画法では用途地域、建築基準法、国定公園等、土地所有者の利用方法を制限している法はたくさんあります。特別、私方がこの条例で定めても、公共の福祉のためには問題ないと思いますし、あくまでも公益と私権の調整の問題だというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） この私権の制限ということでちょっと再度質問いたしますけれども、たしか局長から、何といたしますか、法のすき間、これを埋めるための条例制定だと、それは十分に理解いたします。ただ、前段で答弁があった私権の制約、これについてはやっぱり上位法といたしますか、そういうふうな法律があるわけですが、今回の指定はそれに基づかない、市の、つまり精神的なものといえますか、あくまでも水源を守ると、そういった立場からの相当広範囲な指定なわけでございますけれども、再度お聞きしますけれども、そういった考え方で、私権の制限という点で本当に問題はないんですか。再度お伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 先ほども若干申し上げましたけれども、地方自治法第4条の規定にあります。これは定義の制限を与える場合には条例をつくってこれで行いなさいというふうなことでございますので、本条例を策定し、本条例に基づき、そういうふうな制限を加えるものでございます。あくまでも本条例が根拠ということであります。条例をつくるものについては地方自治法の観点でございます。以上でございます。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで4番池田好隆議員の質疑を終わります。

次に、14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） 最後になりましたので、大分質問が重複しておりますので、ほとんど私、聞くことがなくなったんじゃないかなと思っておりますけれども、今まで質問されたものとの関連、あるいは通告している以外のものについてもお尋ねすることになると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

まず、第1点ですが、この保護条例というのは、御承知のとおり、秋田県では最初の条例の設定でございます。そこで、先ほどの説明をお伺いしておりますというと、かなり水質の保全だとか、あるいは保護、水量確保あるわけですが、局長のお話を聞いていますというと、水量確保が主たるねらいであると、こういうような答弁に私、聞いておるわけですが、そこをもう一度確認しておきたいと思えます。

それから、この条例を制定する場合は、当然、施行規則というものがあるわけございまして、基本的には条例だけの議論の中では具体的にやっていくところの施行規則なり施行令というものがどういう形になっているのかというようなこともあわせて御説明いただかないと、私どもは条例そのものの具体的なイメージがなかなか把握できないと、こういう問題もございまして、もしそういうことが考えられるのであれば、そういう点でもひとつまたお知らせを願えればというふうに思っているところでございます。

ところで、その範囲の設定でございますけれども、今、その水源が全部で40カ所ぐらいあるわけございまして、地下水が二十何カ所でしたか、19カ所ですね。こういうような地下水の水脈というものの範囲を設定するのは、単なる上流域というようなことで範囲の設定ができるのかどうか。これは、水脈というのは非常に複雑にかかわっているわけでございますので、少なくとも私権を制

約する条例である以上、相当具体的に、ここの水源地はこの水脈で、この上流域、ここまでというようにことを制定しないというと、なかなか土地所有者の理解を得ることは私は困難ではないのかなと、こういうふうに思っているわけでございます。当然、この条例を制定したわけですから、それなりの準備といいますが、調査はなされた上だと思っているわけでございます。

それから、これは後で管理者にお尋ねしたいんですけども、この条例の制定ということは大変重要な問題でございます。私も今のその水道条例の趣旨には何ら異論はございませんけれども、なぜ秋田県の他の町村が、にかほ市よりももっともっと都市化が進んでいる地域もたくさんございます。そこでなぜその条例が制定されていないのかというふうなことをどういうふうに理解したのかということだと思えます。

それから — 第1回はこの程度にしておきます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 本条例の主たる目的についてでございますけれども、これはあくまでも水道水源ということで考えておりまして、水源の中に水質の保全、あるいは量ということでございますので、どれがあればどれがなくてもいいというものではございません。あくまでもトータルで、これが確保できなければ水道水源の保護にはならないというふうに考えているところでございます。

施行規則につきましては、御指摘の問題もありますけれども、現在、事務手続等を含めまして素案を作成中ということになっております。

また、地域の指定に伴う水脈等のお話でございますけれども、確かに難しい面はあります。我々だけではとても判断できないということもありますし、昔から地下水については神のみぞ知るというふうなこともございますけれども、先ほど本藤議員のほうにもお話をしましたけれども、それなりの専門家のほうにお願いしまして、何とかその辺のところも、ここまでという限定はともかくといたしまして、そういうものの流れというものも想定しながら、地域を指定していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、企業管理者。

企業管理者（佐々木勝利君） 条例の制定をされていないのかという、それまで制定されていないことについてどういう理解をしているかという問題でございます。このたび3町が合併をいたしまして、やっぱり水源が多々あります。1町だけではなかなかこの水源を守るということではできませんでした。合併をいたしましたので、40もある水源を、何とかよい水を市民の皆さんに安全に供給したいということでどうにかできないものかということで、やっぱり合併しましたので、そういう考えで今回条例を制定、皆さんに制定する案件を出しているところでございます。御理解を願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 14番佐々木清勝議員。

14番（佐々木清勝君） わかりました。おっしゃるとおりでございます。これ、なぜ他の町村がやっていないのかと。合併した、しないもありますし、広範にわたる点もありますけれども、この条例を制定して運用していくときに、非常に難しい問題があるからこそ簡単に条例というものを

せないでいるのが私は現状だと思います。

話をちょっと飛躍しますけれども、鳥海山の伏流水に対して、どれだけこの条例でカバーし切れるのか。隣県にまで及ぶことになるのか。そういう因果関係というのは、今の状況の中では非常に難しいんです。まして、これを正確に条例を制定した人が、その私権を持っている人に説明するときには、それなりの根拠がなければならないわけです。相当のボーリング調査をする。莫大な金をかけてやる。

条例というものはつくればいいわけじゃないのです。もろ刃の剣でございます。確かに守る面もありますし、それによって制約を受けるものもあるわけです。ですから、市民生活を考えたときに、本当にこの条例の必要性が、その緊急性が本当にあるのかと。ここをきちっと説明しない限りは、私はなかなかこれは市民には理解を得ることは難しいのではないかと考えております。

確かに、安心して安全な水の供給ということは、これは当然のことでございます。しかしながら、今、にかほ市でこの条例をつくらなければ、安心して安全の水が供給できないというふうにとられたときに、市長が再三申し上げておりますところの観光の問題も含めて、他県にいろいろな発信をしていくときに、何とこのまちはこういうことを制定しないと水すら飲めないのかと、そういうふうにとられたりする場合がありますとすれば、私はこの条例というのは非常に難しい条例だと思います。

そういう点からも、もう少しやっぱりこの条例制定には慎重であるべきであって、まして今お話を聞きますというと、施行規則すらまだ素案の段階であると。私も若干条例制定に携わったことがございますけれども、条例は大まかな縛りです。この大まかな縛りを決めて、その後で規則を決めたときにどうやって動かすのか、大変難しい問題がございます。仕事の仕方としては、規則、施行令をきちっとつくって、その上で条例というのはどういうふう全体を守っていくのかと、これが私は常識的な法令のつくり方だと思います。ただいまのお話を伺っていますというと、まずとりあえず条例を制定しよう。問題は後から。これでは我々がまともな条例の審議をするということにはならないと思います。その点について、企業管理者、お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、企業管理者。

企業管理者（佐々木勝利君） 条例を今、御提案申し上げたわけですが、それに不足する部分は規則で定めるわけですが、規則というのは条例の手続的なものでありまして、この条例を施行するためには、今、素案を策定中ではございますが、これを可決された場合は公布までには作成する予定をしております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） やっぱり佐々木議員がお話のように、鳥海山の伏流水、学術的なものをあれしたって、なかなかこれは結論を出すというのは難しいと思います。幾らボーリングしても、地層なんて学者の皆さんも想定でしかないと思うんです。ですけれども、我々はいかにしてその水を保全していくかと。今できることをやっていくということが私は大切なことだと思っています。

それから、条例を制定すれば、条例を制定しなければ悪い、そういう水なのかというよりも、逆に、条例を制定してまで水を守るんだという市民の意識のほうが、かえって私はPRになると思うんですけれども、それはやっぱり考え方の違いではないかなと私は思います。

議長（竹内睦夫君） 14 番佐々木清勝議員。

14 番（佐々木清勝君） 回数制限がありますので、これが最後だと思うんですけども、まず一つ企業管理者に申し上げておきますけれども、おっしゃる趣旨わかりました。手続法であっても、何であっても、その制約を受けるのは市民であるということをひとつ再度認識をしていただきたい。皆さんはつくって、その制限を受けるのは市民だから、それは後で手続法だから適当にやればいいと、私はそういう条例の制定の趣旨、皆さんの考え方が若干甘いのではないかと思います。

何もそんなに急がなきゃいけない問題なのかと。今、近々にそういう問題があると。例えば、福島県で、東北では岩手もやっていますけれども、福島県でもこの条例を制定しておりますね。これはゴルフ場の問題ですよ。そういう因果関係がきちりしているところで初めてこの条例制定というのはなされているんです。

ただいま市長の答弁にありましたけれども、条例を制定して、いい水を守っていると。より市民のサイドから見ればいいという、そういうお考えもあるでしょうけれども、少なくとも東北全体の中で直接的な因果関係がきちとしないままに条例を制定していくと。25 市町村のうち、ほかのほうは全然なしでもやっていると。あえてうちのほうでやるのが、それほど水を守ることにに対する PR になるのか。まあここは考え方の相違でございますので申し上げませんが、いずれにしても、この条例の提案については、私は若干まだ論理的な、法令的な詰めがいささか甘いんじゃないのかなと思います。その辺については当該委員会もあると思いますので、その辺でひとつ。これは答弁要りません。私の考えでございますので、考えるいとまがありましたら頭の中に入れておいてください。

以上で終わります。

議長（竹内睦夫君） 以上で 14 番佐々木清勝議員の質疑を終わります。

議案第 29 号に対する質疑ほかにございせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 29 号の質疑を終わります。

次に、議案第 30 号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第 34 号本荘由利広域市町村圏組合とにかほ市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更についてまで、5 件の質疑を行います。質疑ございせんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 30 号から議案第 34 号までの 5 件の質疑を終わります。

次に、議案第 35 号にかほ市国土利用計画の策定についての質疑を行います。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 昨年、基本構想が策定をされました。それに基づいての国土利用計画、あるいは現在審議されていると思うんですけども、都市計画だと思えます。都市計画の上にあるのが国土利用計画だわけです。これ、いずれにしても一体です。そこで、都市計画審議会の開催状況、どういう状況になっているのか、伺いたいと思えます。

2 つ目は、国土利用計画法第 8 条第 4 項では、市町村計画を定める場合には公聴会の開催等住民

の意向を十分に反映させるために必要な措置を講ずるというふうに、これはきちんと定められています。議会の議決を経た後では住民の意向を反映させることはないのではないかと思います。2月2日企画審議会に諮問、2月16日答申と説明をされています。これが住民の意向を十分反映させた必要な措置ということなのでしょうか。

3つ目は、土地利用については、公共の福祉を優先させること。これは国土利用計画法にもありますけれども、これまでの考えられている、あるいは計画実施に当たって、こういうことが公共に優先しますよと、公共の福祉を優先させることとなりますよという具体例を説明をしていただきたいと思います。

4つ目は、地域別概要では、仁賀保地域、金浦地域、象潟地域ということでそれぞれの特性を上げて今後の土地利用について方向性を示しています。こういうふうに余にもいわゆる画然として土地利用の方向性を示したことについて、少しばかり私、ちょっと、何というか、頭をかきあげるところがあったわけですので、市を全体、せっきく240平方キロのにかほ市ができたわけですから、市を一つにした見地から計画が練られたのかどうか、これについて伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） まず初めに、都市計画審議会の開催状況についてお答えをいたします。

18年度につきましては、2月26日に金浦地区の都市計画区域の拡大変更についてということで開催しております。19年度の都市計画審議会の開催については、18年度から継続します金浦地区の都市計画区域の拡大変更に伴う審議会を2回、それから、日沿道追加による仁賀保都市公園の区域変更に関しまして1回、合わせて3回の審議会を開催しております。ちなみに、合併後に開催されました都市計画審議会の内容は、17年度に1回開催しております、これは役場1号線・2号線市道改良工事に伴う都市公園、仁賀保運動公園の区域の変更についてであります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 3点質問がありますので、2つ目の国土利用計画法の第8条関係について御説明を申し上げたいと思います。市町村計画を定める場合には、公聴会などの開催等住民の意向を十分反映させる必要な措置を講ずるものとするところありますけれども、この国土利用計画につきましては、秋田県が作成した国土利用計画の策定の手引きによりますと、住民意向の把握手法としては、アンケート調査、公聴会、地域別の懇談会、委員会などが示されております。今回のかほ市の国土利用計画の策定に当たっては、区画審議会に諮問する以前に、まちづくり調査を行ったほか、住民検討委員会を行い、住民意向の把握に努めたところでございます。

これらは総合発展計画の策定と同時に行ったものでありますけれども、アンケート調査におきましては、生活環境や都市機能に関する満足度、望まれる地域の将来像など、市民の意向を調査したほか、住民検討委員会では、地域の特徴を生かした計画づくりに向けて、さまざまなアイデアや意見をいただいております。

また、学識経験者や各関係機関、公募による委員で構成する企画審議会も、これまで4回ほど開催しており、住民の意向を十分反映させたものと認識しているところでございます。

3つ目の土地利用についての公共の福祉の優先でございますけれども、土地利用については公共

の福祉を優先されることになっていますが、これまでの計画実施に当たっては、例えば具体例を挙げて答弁していただきたいということでございますけれども、御承知のように、国土利用計画法は、国土全体を通じて自然的、社会的、経済的な諸条件を考慮しながら、総合的・長期的な観点に立って公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、調和のとれた国土の有効利用を進めていくことをねらいとしていることは、重々承知のことと思いますけれども、この今回の公共福祉を優先させるには、例えば、保育所や高齢者施設など、また、保健・福祉施設はもちろんでございますけれども、道路や河川、学校、文化施設などの整備、定住促進のための宅地や雇用拡大に向けた工業用地の確保なども含まれておりますので、こういう点を御理解いただきたいなというふうに思っているところでございます。

それから、4つ目の地域別概要でございますけれども、このものにつきましては、にかほ市基本構想の土地利用計画において、地域特性を生かした土地利用、もう一つは、地域内相互の連携と広域的視点に基づく土地利用を掲げております。合併後のにかほ市は、これまでの歴史の中で培われてきた各地域の特性、保全、そうしたものを育成するとともに、それらを連携させて一つの都市として一体的かつ機能的なまちづくりを形成したいということで、こういう形のもとで今回地域特性を挙げて、掲げながら計画をしたところでございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 2点目のいわゆる住民の意向把握、これは率直に言いますと、何でもかんでも一つのものにまとめてしまったと。いわゆる国土利用計画法第8条第4項に基づいての住民の意向把握というか、こういうことじゃなくて、基本構想とか、あるいはまちづくり計画とか、そういうものの中でやられたと。それが意向反映になりますよと、こういうことじゃなくて、手間ひまがかかりますけれども、やっぱり本当は国土利用計画法、いわゆるにかほ市内の土地をどういうふうにご利用することが市民のためになるし、まちづくりのためになるか、そういうことを考えていろいろ意向把握するのが私は本当だと思うんですよ。それが拡大解釈をして、県の手引きによればという形になってしまうと、すべてのことが、大きな計画がこれによってできることになるわけです。こういう考え方でいいのかどうかですね。

それから、今言った設問にも関係あるわけですがけれども、公共の福祉を優先させるということ、これはやっぱり私権の、何というか、宣言とか、そういうことも当然かかわってくるわけですよ。そういう面からいうと、できるだけやっぱり手順を尽くした住民意向把握というものが必要だと思うんですが、再度この点について伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） この国土利用計画の策定に当たって、いろんな市町村ございますけれども、県内の市町村の動向をいろいろ私どもも調べたところ、例えば、その住民を巻き込んだ公聴会、そういうものについては余り徹底して行われているというような状況ではないように見受けられております。たまたま私のほうは、国土利用計画と総合発展計画、双方が同一時期に計画されておりますので、そうした意見のアンケート調査を市民の皆さんに行ってやっておりますので、そういうものは十分反映されたものと私どもは理解をしているところでございます。

また、公共福祉等でございますけれども、このものについても、いろんな計画の中でいろんな縛りも制限もございますけれども、こうした公共の福祉を優先させることについては、非常に大事なことでありますので、その計画の中身については重々計画が優先されるような形で盛り込んで、この事業の土地利用の計画をしたところでございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 先ほどの建設部長の説明の中で、あらっと思ったのは、都市計画審議会が18年度は2月26日、金浦地区の都市計画区域の拡大の問題についてと。そして、19年度2回、それから高速道路の関係1回。これは予定であって、終わったということではないと思うんですよ。先ほどは3回いわゆるやったというような説明で私は聞いたわけですが。これは予定だと思うんですよ。22万4,000円の当初予算、19年度の当初予算に組まれていますからね。これでの計画だと思うんです。

したがって、そこで聞きたいのは、この国土利用計画と都市計画です。これの関係について、いずれ国土利用計画法が都市計画法よりは上位にあるわけですね。そういう関係について、どういう理解をして今こういうふうに国土利用計画を出してきたのか、その辺について伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 先ほどの19年度の3回というふうに予定しておりますというふうなことで言ったつもりなんですけれども。

それから、国土利用計画法との関係でございますけれども、これにつきましては所管する都市整備課の担当が、企画課の国土利用計画のほうの担当のほうと十分に連絡調整をしながら、打ち合わせしながら作成したということであります。

議長（竹内睦夫君） これで16番竹内賢議員の質疑を終わります。

ほかに議案第35号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第35号に対する質疑を終わります。

次に、議案第36号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについてから、議案第38号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについてまで、3件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第36号から議案第38号まで3件の質疑を終わります。

次に、議案第39号平成18年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)についての質疑を行います。12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 補正予算については、12ページになりますけれども、13款使用料及び手数料1項の総務使用料のうち庁舎使用料というのがあります。普通は公民館とかいろいろな施設の使用料ということで入ってくるのはわかるんですが、庁舎使用料というのはちょっと変わっているなと思ひまして、これ、19万円ですか、この内容についてひとつお尋ねします。

もう一点は、43ページになりますけれども、商工費、公園費、委託料の観音湯アオコ実態把握調

査についてです。これ、前にも、どのようにするのかということを知ったことがありますが、ここで、金額的には19万2,000円の減額補正になっています。聞きたいのは、その調査の結果の概要等についてお尋ねしたいわけです。

以上2点です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 庁舎使用料についてお答えをいたします。当初予算でも冒頭申し上げておりますけれども、例えば、庁舎の使用料ということで、金浦土地改良区が金浦の庁舎に入っております。それから象潟のPHS、それから象潟庁舎の玄関口にありますが秋銀のATM、そして北都銀行のATM。それから自動販売機、今回の10万8,000円につきましては、庁舎使用料の19万円の内訳としましては、仁賀保・金浦・象潟3庁舎が管理している自動販売機18台ございます。このものの使用料が10万8,000円。それから、庁舎内の出張販売が3,000件で6万円。象潟庁舎のPHSのアンテナ使用料が2万2,000円ということになっております。なお、その自動販売機の1台当たりの使用料は、1年間6,000円でございます。それから、庁舎内の出張販売につきましては、1件200円ということで、庁舎の使用料をいただいているところでございます。当初予算では49万2,000円ほど上げておりますけれども、決算見込みは68万2,000円ほどになる見込みでございます。そういうことで今回補正といたしまして19万円予算計上をさせていただいたところでございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 村上議員の観音潟アオコ実態把握調査の結果の概要についてお答えいたします。

観音潟につきましては、近年、夏になりますと、アオコ等の藻類の異常繁殖が認められておまして、その抑制対策のための基礎資料を作成することを目的に、アオコ発生から終息までの期間である昨年の6月28日から10月23日までに、予備調査を含めまして16回ほど水質等の追跡調査を実施しております。その検査の結果によりますと、観音潟は、1つ目が、水の流入量が1カ所しかないことから流入量が非常に少ない。それから、2つ目が、湖沼全体が抱えている過去からの養分の蓄積がある。それから、3つ目に、夏場の水温の上昇などによりまして湖沼内の栄養分が急激にふえまして、アオコが容易に発生しやすい水質に変化するというのが検査の結果であります。観音潟が年間を通してpHはアルカリ性質を示し、8月の水質が6月の水質に比べ、溶存酸素量が少なく、窒素やゼンリンの量がふえていることが判明しておりますが、今後もさらに水質調査を追跡して水質改善策を模索といたしますか、検討してまいりたいということでもあります。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 観音潟の調査内容はわかりました。

最初のほうの庁舎使用料は、極めて通常というか、一般的なものなんですけど、この項目を見たときにふと思ったのは、今、広報の広告掲載とか、そういうのがあるものですから、例えば使っていない部屋の庁舎の使用を民間、あるいは一般に有料で貸すとか、そういうことも考えているのかどうかということもちょっと含んでいたんですが、そういう論議はあったかどうかお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 最初に、そういう論議はいたしてはおりません。ただ、例えばいろいろな、スマイル、それからむらすぎ荘、そういうものの施設につきましては施設の使用料という形で条例等で定められておりますので。ただ、庁舎については、いろいろな会議等には使われておりますけれども、そうした料金をいただくようなものについての使用は今までほとんど実例がございませんので、そういうものについては考えておりません。

議長（竹内睦夫君） これで12番村上次郎議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第39号に対する質疑を終わります。

次に、議案第40号平成18年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）から、議案第46号平成18年度にかほ市観光施設整備特別会計補正予算（第1号）まで、7件の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第40号から議案第46号まで7件の質疑を終わります。

次に、議案第47号平成18年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第3号）の質疑を行います。16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 4ページの収入支出のところですか。器具販売収益で2,000万円の増額補正が計上されていますが、関連して次の点について伺います。

1点目は、熱量変更事業による器具変更にかかわる販売収入額について。

2つ目は、熱量変更事業の部品交換と器具販売件数について。

3つ目は、熱量変更事業の部品交換と器具購入の扱いについて。市民の皆さんから不公平と苦情が聞こえてきます。件数とそれに対する対応実態について伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁……

【「まだまだ」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） いやいや、区切った形です。

【16番（竹内賢君）「区切っていいでしょう。一回一回なんですか、議長。じゃ、続けてやります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） いいです。

【「収入と支出を分けると言いましたか」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） いえいえ、一括です。

【16番（竹内賢君）「じゃ、続けます」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 16番。

16番（竹内賢君） 支出の関係です。18年度工事発注状況調では、象潟R-C井戸廃坑工事1ヵ所420万円と、2つ目は、5NAガス設備廃止工事として、ガスホルダー3基廃止外346万5,000円があります。

1 については、当初の工事予定では、金浦の井戸と象潟の井戸を廃坑工事の予定しているのですが、象潟の井戸は、ガスはとらないで温泉水として活用することを検討しているとの説明でした。廃坑にしたのは金浦の井戸ですか。それから、象潟の井戸は温泉水の活用になっているのですか。

2 については、熱量変更により必要なくなるガスホルダーが 6 基あります。ガスを抜いて取り壊しは後になると説明をされ、球形のホルダーがある砂子島は借地なので、できれば早くしたいが、具体的にはまだ検討していないと説明ありました。たまたまあそこのところを走ったときに、砂子島のガスホルダーの辺で工事がやられていましたのでお聞きするわけですが、工事発注状況調では 3 基とありますが、どこのホルダーの廃止なのか伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、最初に、熱量変更事業にかかわる器具の販売収入の件でございますけれども、これは 1,659 万 4,000 円でございます。部品交換は 1 万 7,637 件を行っております。その間の器具販売件数が 389 台でございます。

苦情等につきましては 17 件ほど寄せられておまして、それぞれお宅に伺いまして、事情を説明して御理解をいただいているところでございます。

発注状況の件でございますけれども、ガス井戸の今回発注したものはどれかということでございますけれども、今回廃坑にしたものは、象潟地区にある元の事業所にあった構内のものということで、これを廃坑したものでございます。当初予定の 2 ヶ所というものは、今廃坑したものと、それから金浦地区のものを廃坑を予定していたものでございますけれども、金浦地区も廃坑する予定でコンプレッサーによるリフトをかけていたので、それをとめたところ、1 月ほどたったところ、どういふわけか自噴してきました、金浦のほう。そういうことなので今回廃止は取りやめということで、今、模様を見ている状況でございます。

今後の利活用につきましては、象潟だけでなく、金浦、あるいは象潟の自噴しているものを含めまして、どういふふうな利用形態があるのか。温泉水ということだけではなくて、ガスの利用も含めて検討をいただいているというところでございます。

それから、ホルダーの関係でございますけれども、ホルダーの 6 基というのは、象潟に先ほど言いました砂子島の球形ホルダーが 1 基、それから象潟の旧事業所にあります有水タンクが 2 基、それから金浦地区にあります球形ホルダーが 1 基、それに有水ホルダーが 1 基、それと仁賀保地区にある有水ホルダーが 1 基ということで、合計 6 基があります。そのうち、今回廃止したものにつきましては、象潟地区の旧事業所にございました有水ホルダー 2 基、並びに金浦地区の球形ホルダー 1 基というものでございます。砂子島の球形につきましては、17 年度で廃止の手続きはとっております。終わっております。

それから、残りしました金浦のホルダー 1 基、それから仁賀保の 1 基につきましては、今後、この前、会社のほうからも話がありましたように、13A 化になったところ、いろいろな使用形態ということで引き合い等も来ておりますので、ガスの使用状況、それを見ながら、もしも使うことができればということで、今、有効利用を考えながら、それをまずちょっと取りやめしているというふうな状況でございます。何かそれらのものがなくなれば改めて廃止というふうなことを考えておる状

況でございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） そこで、1点目のほうですけれども、部品交換が1万7,637件、器具販売が389台。その中で、部品交換という扱いで、器具そのものを交付したのは何台なのか、これ一つであります。

それから、17件の苦情というか、あって、それぞれ伺って御理解をいただいたという話ですけれども、実際の苦情は、おたくのほうに行かないもののがかなりあるんですよ、聞くところによると。どうせ負けるのだから、それ、お母さん、もう払えという形でやっているのがやっぱり聞こえてくるんですよ。

したがって、12月議会でも一般質問でされていましたがけれども、その中で、説明を全部もう一回全部終わった段階で、終わったというか、整理をした段階で説明に歩くと、そういう予定を組んでいるという話でしたから、これについては、例えば、苦情があった家だけではなくて、全戸について、あのときの回答はそういう答弁だったというふうに理解をしているわけですけれども、その点について対策が練られているのかどうかですね。

それから、ホルダーの関係、井戸の関係はわかりました。ホルダーの関係ですけれども、いずれにしても、廃止にして、そしてその後に取り壊ししなければならないわけですね。そういう点については、この今の説明の中では全然出ていませんでしたから、伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 先ほど申し上げました389件の販売台数ということは、これは熱変期間中の販売台数でございます、あくまでその台数でございます。部品として提供した器具というものは、トータルで1,800台ほどになっております。

それから、苦情の件でございますけれども、これらの苦情につきましては聞こえていないということですが、この389人の方々からの苦情というものは来ておりません。あくまでもそれ以前に購入いただいた方ということで、後で部品として提供したことがわかったと言えいいですか、それを聞いた段階での苦情ということで届いているものでございます。

それから、対策ということで前議会での村上議員に対しまして、我々が考えているのは、今、熱変が終わった後のフォローという意味で、各家庭をある程度、その後、調整はいかがですかというふうなことのサービスの面で回ろうというふうな計画を当時持っていましたので、それと一緒にそういうふうなものもやろうかということを検討させていただくということを申し上げたのでございます。実質に関しては、まだすべてではございませんけれども、金浦地区一部、全戸ではありませんけれども一部、それから、今は仁賀保地区についてそれらの点検を行いながら、それらの対応についても行っているというところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） フォローについて、サービスの一環としてというお話でしたが、金浦と仁賀保一部と。これは、そうすると、全戸ということではないわけですね。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） できれば全戸回りたいと思っておりますけれども、人数的な制約もございます。すべてというものはなかなか今すぐには難しいかと思っておりますけれども、順次、この後のサービスの一環を含めまして、新年度になりますと今度消費機器調査というものも出てまいりますので、そういうものも含めながら回っていきたいというふうに今のところ考えているところでございます。それにつきましては全戸回ることになるかと思っております。一緒ではなく順番に回っていくということでございます。

それから、先ほどホルダーの解体ということでしたけれども、今進めているのはあくまでも廃止の手続きでございまして、ホルダーの解体というものはこれからの課題ということで検討しているということで、物によっては今、見積もりを参考的に取ったり、そういうふうな準備をしている最中でございます。年次的なものは決まっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 今のガス器具の問題で、竹内議員の質問と重なりますが、質問します。

件数、竹内議員への答弁で17件の苦情に訪問して理解してもらったというふうにありますけれども、実は12月議会後にもこのような話があるんです。春先、早々と業者が来て、業者の名前もわかっていますが、この器具は使われなくなると。いきなりそうなんです。で、今買えば安いというので、市でつくったパンフレットを提示して買うように勧めたと。それで、この器具が使われなくなるといふのであれば困ると。部品交換できるとかできないとかという話はないままに買ったと。その後が大変なんです。秋に来て、今度は、春先に売った器具の部品も、それから今まで使っている部品も両方とも交換をしなければいけないと言って交換をしたと。そして、請求も受けて、結果的に秋、遅めに支払いをした。ということは、12月議会のときに局長が答弁した、部品がない場合は、あるいは製造していない、あるいは特に傷んでいて勧めない限り部品交換できればこれを取りかえると。部品交換できなければ新しい器具にするといふのと全く違った内容の勧め方をしている。これが一つです。

それから、もう一人の人は、部品がないと。だから、新しい物を買わなきゃいけない。そして、カタログを持ってきて、置いていったと。で、説明。じゃ、そういうことだったのかと。しかし、話を聞けば隣近所は全然違った状況だといふので、納得できないので支払いはしていないと。請求がまた来たけれども支払いをしていないと。納得できる説明がなければ払わないといふふうに言っているわけです。この場合も、部品がなければ新しい器具を置いていくというのが局長の説明だったわけです。前の件の場合は、これはガス器具の点検もしないで、部品のことも言わないで、器具交換しなければいけないといふようなやり方だわけです。

で、聞きたいのは、このような話は先ほどの17件に入っているのかいないのか。このような苦情がその後入っているのかどうか。このようなことに説明と違った内容についてどう対処しようとしているのか、お尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 私、この質問を見た段階では、そういうふうな想定はしておりませんでした。あくまでも器具を購入した方の対応というふうなつもりで見えていたわけですがけれど

も、何か状況と違うようではございますけれども、私も初めて聞きましたので、そのようなことはちょっと調べてみないと何とも言えません。初めてのケースでございます。ただ、我々が販売のために伺っているのは、あくまでも、この前もいろいろガスとかそういうものの事故等が起きております。ああいうふうな事故が起きないように、安全器具、そういうものの装置のついていない、そういう器具に対しては、安くしています、今の機会にお買い求めになってはいかがですかと、そういうふうなことの訪問販売、そういうものをお願いしたものでございます。強制的に販売したということではなくて、あくまでも使えなくなるからというふうなことは私方は言っていないし、言うなというふうにも指導してきたつもりでございますけれども、あくまでも目的はそういうふうなものでございます。

そして、私方判断したのは、その時点で買った器具をさらに熱変統一でさらに部品交換したという意味合いは、調整の部品を交換したのかなというふうに判断しておるところでございますけれども、幾ら新しかろうが古かろうが、部品のあるものはすべて部品を交換していくことがその熱変ですので、きのう買ったから新しいからいいというものではございませんので、古いガスで使っていたものはすべての器具について部品を交換するというものが熱変でございます。

それから、今後のほうのことしのものでございますけれども、今と一緒にありますけれども、あくまでも私のほうに来た苦情の中身というのは、私は買ったけれどもほかの人はもらったというふうなものの申し出だけでございます。今の件数は入っているかどうかというのは私方わかりません。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） このような話は聞いていないというようなことでしたけれども、でも、請求しても払っていないという件数もあるかと思うんです。その中にこの意見が恐らく入っていると思います。そして連絡をして、説明に来てほしいというふうに電話を入れたけれどもだれも来ていないと、こういうような話もこの後者の場合は話をしています。

これは、今、私、2つの件を挙げましたけれども、これと類似の話が、この人たち中心の近くの人たちにやっぱりあるわけです。ですから、支払いが滞っている場合は、これははっきりしていると思うので、やっぱり行って説明をする。また、よくある方法なんですけれども、広報などに一定の期間を区切って、今、話したようなことがあれば相談に応じるなどの、何ですか、何とか110番というのがよくありますよね。そういう形ででも再度受け付けるなど、まあすべて一軒一軒あるかないかと歩くのは大変だと思うんです。実際はそういう「何とか110番」式の広報に流して、そして受け付けをして、くすぶっているような問題を解決の方向に向かうと、そのような考えはないのかどうか。今すぐ言われて、ちょっと今後検討ということになるかもしれませんけれども、こういう大変な状態もあるわけで、この件についてのお考え、今後の方針についてのお考えがありましたらお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 本当に今すぐの話でございますけれども、今のところ、私どものほうにはそういうふうなものとして声は届いていないわけでございますけれども、先ほど言いま

したように、ある程度各家庭を回っている中でもそういうふうな話は特別聞こえてきておりません。やっていないわけではないわけですので、どういうふうなものなのかというふうなことで考えてみたいと思います。

確かに請求しても払わないという方もいるようでございますので、そちらの方については再度また説明に伺うということも行わなければならないと思いますけれども、今御提案いただきましたことにつきましては、今すぐ即答はできませんけれども、内部でどういうものがあるのかということを検討はさせていただきたいなというふうに思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 47 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 47 号の質疑を終わります。

次に、議案第 48 号平成 18 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 48 号の質疑を終わります。

所用のため 2 時 30 分まで休憩します。

午後 2 時 17 分 休 憩

午後 2 時 30 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 49 号平成 19 年度にかほ市一般会計予算の質疑を行います。初めに、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） ページの 17、地方交付税についてです。説明では、普通交付税が 36 億 5,000 万円、特別交付税が 4 億円の 40 億 5,000 万円を計上しています。昨年よりも 4.5%減、それぞれ 2 億 300 万円、1 億円の減額となっており、新型交付税も考慮したと説明されました。総務省の試算では、新型交付税導入の影響として、約 7 割の自治体で交付税の算定基礎になる基準財政需要額が 18 年度実績と比較するとふえていると報道されています。当市の基準財政需要額は、17 年度は 72 億 4,400 万円、18 年度は 68 億 7,200 万円。一方、基準財政収入額は、17 年度が 30 億 4,700 万円、18 年度が 38 億 4,900 万円のように見えます。今年度の基準財政収入額と基準財政需要額をどのように見て 19 年度地方交付税の予算計上になったのか伺います。

それから、歳出全体についてです。補助金の関係についてはいただきました。ありがとうございました。次の常勤特別職の給料減額の総額と、管理職手当の減額の総額、特殊勤務手当見直しの増減額、時間外手当の抑制による縮減額について伺います。

46 ページです。46 ページについては、2 の 1 の 1 の 3 であります。特別職の退職手当事業負担金

についてです。秋田県市町村総合事務組合の事務取扱要領では、市長、助役、教育長の退職手当の計算方法についてはそれぞれ給料月額に100分の47、100分の28、100分の24を乗じ、それに勤続月数を乗じた額となっています。全国的に首長の退職手当について論議がされ検討されています。この割合が全国的にどのような位置にあり、秋田県市町村総合事務組合としてのどういう現在動向にあるのか、この額について、率についてです、伺います。

それから、52ページです。2の1の9、企画費についてであります。金額は若干ですが、羽越線新幹線直通促進秋田地区期成同盟会負担金3万円あります。羽越線の高速度化や利便性を求めてこれまでずっと運動してきましたが、ますます不便になっているのが現状です。ダイヤ改正のたびに、こまち偏重のダイヤや料金設定になっています。3月18日から朝6時16分発秋田行きもなくなります。象潟駅改築、あるいは東西連絡通路や定住促進、観光の面からも、運動の現状と今後のあり方について伺いたいと思います。

同じく52ページであります。2の1の10の13であります。広報費について。ホームページ更新作成業務委託料228万円計上されています。そこで伺いたいのは、ホームページ作成・更新について、どのような基準があり、各部門との連携がされて作成・更新されているのか、伺いたいと思います。

それから、53ページ、交流促進事業費についてです。国際交流については予算計上されていますけれども、深いつながりを持ってきた松島町や吉良町などの交流については計上されていません。総合発展計画に基づく第1年に当たって、これらの町との交流はどのように検討されたのか。にかほ市として新たな協議調印が必要だと考えていないのか、伺いたいと思います。

それから、103ページです。6の1の3の19、農業振興費について。先ほど ― 先ほどというか、鳥海リンドウということで魁新聞に5回にわたって、「めざせロングセラー」ということで挑戦が載っています。その中にたまたま象潟町の方も載っておりました。そこで、たまたま私、別の調査をしておったときに、昭和50年に象潟町が秋田県から委託をされて、特産花卉産地育成事業ということでリンドウの栽培を仁賀保森林組合に象潟町から委託をしてやっている経過が広報に載っていました。50年の8月1日の広報です。これを見ますと、長野県から取り寄せて種苗が大きい株6,000株、一輪株2万株、種子5リットルを植栽したと。その後ずっと何年間か見ても全然載っていないわけですよ。

そこでお聞きしたいのは、目指せ元気な担い手農業夢プランというふうに14万8,000円のっていますから、リンドウの栽培については本当は象潟のほうが早かったんですよ。そういう面から言うと、このやり方について、予定対象人数と面積、補助年数、今、横岡の鮫島さんですか、やっているわけですが、仲間が欲しいというふうに言っています。こういうことについてのお考え、どういう方針を持っていくのか、伺いたいと思います。

それから、109ページ、6の2、林業費について。ナラ枯れ被害5本確認されて、当市で21本になりました。これからも恐らく被害が出てくると予想されるわけですが、対策予算については私の見た範囲内で計上されていませんから、これについてどういうお考え方をしているのか、伺いたいと思います。

それから、商工費については、1点目は、一般質問で受けていますから、ダブりますからやめます。ただ、企業誘致について、市の積極的な姿勢を示す予算はどこに計上されているのか、伺いたいと思います。

それから、120ページです。7の3の2、公園管理費、これは説明の中で、18年度の補正予算の説明の中ですが、公園施設維持管理委託料400万円についてであります。18年度は394万8,000円の予算を盛ったわけですけれども、補正8号では、草刈りなど実働日数に変更した結果ということで119万8,000円の減額補正されております。ところが、今回はそれをオーバーした、18年度の当初予算をオーバーした予算を組んだ理由について伺いたいと思います。

それから、126ページであります。8の4の1、都市計画総務費について。市は旧サンロックオーヨド跡地を東西連絡通路等に関連して購入をしています。跡地の開発計画について市として現状について12月議会で報告されましたが、国土利用計画では、大規模な工場跡地については適切な用途転換を検討するなど有効利用を推進すると方向性を出しています。都市計画策定もあります。その後の変化等現状をどのように把握しているのか、報告できる範囲内で伺いたいと思います。

8の4の2、まちづくり交付事業費、128ページにあります。いずれ、都市計画にも、あるいは国土利用計画にも関係ありますが、交付金申請支援業務委託料600万円についてです。都市再生特別措置法に基づいて、金浦地区に文化施設を中心とした地域づくりを進めるために、まちづくり交付金を求めるためという事業費とのことですが、交付申請支援業務とはどのようなものなのか、伺いたいと思います。

129ページ、8の5の1、住宅管理費についてです。松ヶ丘建設実施設計委託料と建石団地大規模改善工事調査委託料が計上されています。が、住宅基本計画は20年度に策定の予定です。当市の基本計画が策定されない中で実施設計が完成することは、基本計画が後追いすることになりませんか。

2つ目は、自立した生活をする意思のある高齢者や障害者が医療・日常的な買い物、福祉施設利用に便利な場所で生活できるように公営住宅を建設することについては、松ヶ丘団地や建石団地が適地と検討されたのでしょうか。

以上であります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 地方交付税についての質問でございますのでお答えをしてみたいと思います。

普通交付税については、御質問のとおり、基準財政需要額と基準財政収入額を試算して交付額を見込むところでございますけれども、今回の予算編成時点において、人口と面積を基本として基準財政需要額を算定する、いわゆる新型交付税の導入における各単位費用の数値が示されておられません。そうしたことから、その見込みは非常に難しいために、ことし2月に国が示しました地方財政計画をもとに新型交付税の影響額を加味して、対前年度比95%の36億5,000万円と普通交付税については試算して予算計上させていただいたところでございます。

なお、今回、総務省で試算し報道された新型交付税の導入による基準財政需要額は、あくまでも18年度の算定に用いた数値の変動額でございます。それを試算しますと、約3,100万円ほどの増額

と試算しているということでございます。

それから、2つ目の補助金のやつはよろしいということですので割愛させていただきます。

常勤特別職の給与減額の総額でございます。常勤特別職の給料減額の総額ですが、市長、助役、教育長、企業管理者、合計いたしまして106万1,000円の減額となっております。それから、管理職手当の減額の総額は403万6,080円の減額でございます。それから、特殊勤務手当の増減額につきましては、税務特殊勤務の見直しによる減額が126万8,000円、それから診療所における検診予防接種手当及び往診手当の廃止により300万円の減額となっております。また、時間外手当につきましては1,942万円ほどの減額の予定を立てておるところでございます。

次に、退職手当の負担金等でございますけれども、秋田県市町村の総合組合に問い合わせたところ、全国の資料は持ち合わせていないということでございます。ただ、北海道・東北地区においては、ちょうど真ん中に位置しているということでございました。見直し等の動向については、現在の給料等と退職金給付のバランスがとれており、当分は見直しはしない予定であるということをお聞きいたしております。

次に、52ページの企画費についてでございます。主な活動内容ということでございますので、活動内容ですけれども、高速化の運行や新幹線化の実現のために、国・県・JRなどの関係機関への強力な要望や、同じ目的を持つ新潟県や山形県の関係同盟会との情報交換会を行っております。また、そうした方々と協力して建設促進大会や羽越本線の高速化のシンポジウムの開催、広報、啓発活動などを行っております。昨年も7月4日に由利本荘市において羽越本線の高速化シンポジウムの開催、そして、11月においては羽越本線新幹線直通促進大会を開催し、地元の国会議員や国土交通大臣など関係機関へ要望書を提出したところでございます。しかし、今のところ羽越本線の高速化運行や新幹線化については、具体化されておりませんが、今後も引き続き関係団体と連携を図りながら、早期実現に向けて促進してまいりたいと考えているところでございます。

また、これと並行いたしまして、8月30日には、にかほ市として特急いなほ号のすべてを羽後本荘駅もしくは秋田駅まで区間延長するダイヤ改正を行うよう、県を介して東日本秋田支社に要望しておりましたが、ことしの1月23日には利用状況が年々減少傾向にあることから、区間を延長しても多くの利用者は見込めないと考えているというふうに伺っているところであります。ただし、多角的には一部のいなほ号を秋田駅まで延長運転する場合もあるということの回答を得ております。今後も市民ニーズに対応した快適性・利便性の確保を図るため、引き続き関係機関に強力に働きかけをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、広報費についてでございますけれども、どのような連携をしているのかと、基準がどのような形にあるのかということでございますけれども、ホームページを作成・更新する際、ホームページ専用に制定している基準でございますけれども、今のところ、にかほ市インターネット利用に関するガイドラインに沿って作成・更新作業を行っているのが実情でございます。インターネットを利用して情報を発信したりするときは、それによって生じるリスクや社会的責任、法的責任を負うことがありますので、常にそういうことを留意しながら、他者の立場や状況に配慮しながら適切なコミュニケーションを行うように心がけているところでございます。

ホームページ上での情報を発信する際に留意していること、特には、1つ目といたしまして、公序良俗に反するもの、それから、2つ目は、性的な画像や文章、3つ目は、差別的なもの、4つ目は、虚偽のもの、5つ目は、他者の名誉・信用を傷つけるおそれのあるもの、6つ目は、他者のプライバシーを侵害するおそれのあるもの、7つ目は、職場の信用・品位を傷つけるおそれがあるもの、こうした事項を発信することがないよう、作成・更新の管理には十分気をつけて行っているところでございます。

また、各部門との連携についてというお尋ねでございますけれども、ホームページに掲載したり、情報を持つ担当部局において、決裁を得た情報が作成・更新作業を行う企画課に届くことになっております。これらの情報が掲載に適切か否かの協議や、情報内容の調整を行っております。担当部局に再度また確認してからホームページに掲載となりますので、すべての発信する情報の起点は各担当部局ということになっております。さらに、情報の管理は基本的に各担当部局で行うこととしておりますので、各担当部局は正確かつ迅速に行政情報を提供することで利用者の利便性の向上に努めてきたところでございます。

続きまして、松島町・吉良町などの交流についてでございます。53ページの質問でございますけれども、御承知のとおり、いわゆる国内交流として姉妹都市等の位置づけをしているのは、旧町から引き継いで愛知県の吉良町、これは友好親善都市でございます。それから、宮城県松島町は夫婦町でございます。それから、東京都の台東区の浅草の馬道地区鳥海連合会は姉妹地でございます。

国内交流に関しては、市民ベースの交流を主体としたスポーツ交流などを支援することで友好関係を深めて、また、交流の促進を図ることとしております。したがって、本予算では、少額でありますけれども、毎年、野球、サッカー、バレーボールのスポ少団体が松島町との交流を計画しているため、市では、交流者のバスの提供と、それに伴う運転手の宿泊代を4万8,000円ほど予算計上して支援をしております。

また、松島町とは、本年、夫婦町締結から20周年目の節目を迎えることから、記念式典等の計画を両市町間で検討したところでございますけれども、名前にちなんで25周年の銀婚式を計画することで、夫婦町にふさわしいのではないかという方向で、今、計画を延期しているところでございます。いずれにいたしましても、25周年には銀婚式がこれから計画されるのではないかなというふうに期待をしているところでございます。

吉良町とは、白瀬中尉の縁で平成7年に友好親善都市の提携を行っておりますけれども、当時の町長、町議会議員の人的友好親善を交流したことから始まって現在に至っているような状況でございます。毎年実施している雪中甲子園の招聘などを検討しながら、今後も親善交流を深められるよう、関係機関等を交えてさらに検討させていただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、姉妹都市との新たな調印についても、こうした節目に必要性を含めて双方で協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 竹内議員の103ページの3目農業振興費の目指せ元気な担い手農業夢

プラン応援事業の件でありますけれども、対象者は、象潟町横岡の個別経営体を目指しております認定農業者1名の方を予定しております。面積は6アールの計画でありまして、補助年数は19年度の単年度であります。その内容でありますけれども、苗、支柱、ネット代であります。なお、今回の申請者の方は18年度に引き続いての申請でありまして、18年度の実績は、面積が12.3アール、苗、支柱代等の申請でありました。それで、その申請額の12分の5を補助しているところであります。

それから、次に、方針という質問もありましたけれども、これらの夢プラン関係につきましては、米とか、米以外の作物のバランスのとれた生産構造と、体質の強い複合経営の確立を目指すという方々へ支援しております。そういうことで今後も継続して支援をしてみたいと考えております。

また、鳥海リンドウの栽培でありますけれども、象潟の方が頑張っております。また、冬師の方もこれからやろうということで頑張ろうとしておりますので、そちらの方にも相談に応じながら今後も対応してみたいと思っております。

次に、109ページの林業費の中へ、ナラ枯れ被害対策というものは含まれてございませんけれども、この対策につきましては、以前に県のほうとも相談をいたしまして、19年度につきましては県の単独予算で対応したいというような説明がありましたので、市の予算のほうへはナラ枯れ被害対策の予算計上はいたしておりません。

次に、115ページの2目商工振興費の企業誘致の件でございますけれども、19年度の企業誘致活動は、基本的には県の企業誘致推進施策に沿った活動を展開してみたいと考えております。企業誘致につきましては、トップセールスというものが基本であろうかと思っておりますけれども、1つの市では予算的にも、ネームバリュー的にも実施不可能な事業であります、例えば、秋田県企業誘致推進協議会におきまして、東京とか名古屋での企業誘致説明会もあります。そういうところへ市長が参加いたしまして、そこへ参加してPRを兼ねながら、トップセールスを行いながら関係企業を訪問し、そして連携を深めてまいるところから始めたいというように考えております。そのために、若干ではありますけれども、リーフレットの制作費、また、随員職員の旅費を計上しているところであります。

次に、120ページの2目の公園管理費でありますけれども、19年度の公園施設維持管理委託料400万円、これにつきましては3月補正で減額しているにもかかわらず、昨年度よりふえた内容はどうかということでありますけれども、3月補正における委託料の減額補正につきましては、公園管理委託料を委託方式から実日数の賃金方式に変更したことによるものとか、各施設の維持管理委託料の請負差額によるものでありました。これはこの前も御説明申し上げております。そういうことであります。

これらにつきまして両年度の予算をつき合わせますと、一般的な管理委託料の額に大きな差はございません。ただ、18年度で予算計上しておりました南極公園と勢至公園の維持管理委託料を18年度では賃金のほうから支出しておりましたので、それを19年度予算では諸作業賃金のほうへ節を移しております。

また、この400万円の委託料の額の中には、観音潟のアオコの追跡調査委託料、それから、桜の

樹勢改善管理委託料、そして、奈曾の白滝のつり橋点検委託料、これらを追加しておりますので、結果的には前年度比較で増額になっているものであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 126 ページの都市計画総務費についてです。旧サンロックオーヨド跡地取得に関して、その後の変化と現状についてですが、12月定例議会で報告した後の旧サンロックオーヨド跡地に関しての動向としましては、3月5日に三光不動産株式会社より宅地分譲のための開発行為申請書の提出を受けております。開発面積につきましては1万5,856平米でございます。5月以降に分譲される予定と聞いてございます。

こうした民間の開発を含めた今後のまちづくりに関しては、国土利用計画に基づいた都市計画マスタープランの策定、それに即した都市計画の中で、用途指定の見直し、追加などを今後関係課と連携を密にしまして適切に行っていきたいと考えております。

続いて、128ページの2目まちづくり交付金事業の13節交付金申請支援業務委託料600万円についてです。まちづくり交付金事業は、平成20年3月の事業新規採択に向け、ことしの11月に国土交通省に本要望するための経費です。本要望には、基本計画、概算事業費の積算、アンケート等の事前評価、都市計画再生整備計画書などが必要なことから、関係書類の作成に当たっては、専門的な知識を有するコンサルタントに委託したいと考えております。

なお、基本計画、概算事業費につきましては、文化会館の立面図、平面図、竹島潟周辺ののり面保護事業、観音潟のアオコ対策事業、老木の桜の木再生事業などの関係図書策定費も含まれております。

続いて、129ページ、住宅管理費13節の委託料についてであります。住宅基本計画が策定されていない中で設計委託などを実施すれば、20年策定予定の住宅基本計画が後追いすることにならないのかとの御質問でありますけれども、松ヶ丘団地建替事業と、建石団地大規模改修事業は、象潟町時代の平成14年度に策定した象潟町住宅マスタープラン、並びに象潟町公営住宅ストック総合活用計画に基づきまして実施するものであります。また、松ヶ丘団地建替事業は、平成4年度に国の事業採択を受けて継続事業で施行しているものであり、建石団地大規模改修事業も含めて、秋田県地域住宅計画に組み込まれているものであります。

なお、20年度に策定予定の住宅基本計画は、公営住宅を含めた市全体の住宅の現状を踏まえての計画策定となります。計画が後追いというふうな考え方はしてございません。

続いて、自立の意思がある高齢者や障害者の生活利便を考えて、松ヶ丘団地や建石団地は適地と検討したのかということであります。御承知のように、松ヶ丘団地は、旧団地が昭和32年から45年にかけて建設されたものであります。現在の団地は、その場所に平成5年度から継続事業で建てかえを実施しているものであります。また、建石団地は、現在地に昭和53年から60年度にかけて建設しております。建設に当たっては、高齢者等のことも考え、生活の利便性を考慮の上、建設されたものと思っております。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 竹内議員に申し上げますけれども、質問が非常に多岐にわたっております

ので、今、一通り通告されました質疑については答弁がございました。再質疑に当たっては、簡潔にひとつ要点のみに抑えるようにお願いしたいと思います。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 全部は聞きません。ページの 52 の広報費のことですが、詳しくお伺いしても、結局、更新の状態が、各部、担当部門ですか — に任せられているということだと思っております。例えば、文化施設等は 2005 年の 10 月 1 日から更新なっていないわけですよ。これをずっと文化施設というふうに見ますと、それこそ古いものが全部 — 全部というか、載っているわけです。例えば、郷土資料館については、「景勝地「象潟」と地震～象潟地震から 200 年～」、これはいつのことだということ、3 月 1 日に、私、これ、ホームページからとったんです。すると、これは、もう去年、おとしの話なんですよ。せっかく観光とか、そういうふうには、あるいは歴史とか言っている中で、そういう新しい展示じゃなくて、古い展示のままでそのまま載っていると。現在は「芭蕉と象潟」ですか、ですから。そういうこととか、公民館の社会教育事業とか、そういうやつも全部見ますと、古いんですよ。したがって、私が聞いたのは、基準と聞いたのは、確かに公序良俗とか、そういうやつもありますけれども、もう少しやっぱり全体を見直すと、そういうような更新とか基準みたいなものがあった方がいいんじゃないかということで聞いたのです。

それから、103 ページ、すみません。できるだけ早く。ちょっと待ってください。鳥海リンドウ、わかりました。頑張っていたきたいと思っておりますよ。今、せっかく鳥海やっていますからね。これはなかなかいい内容だと思いますので。

あと、公園管理費、わかりました。サンロックオーヨドもわかりました。ここで、今お聞きしますと、1 万 5,856 平米、5 月以降に分譲と、こういうことでの開発計画が出されたということですが、そうすると、にかほ市が購入したいいわゆる線路のわきのところ、あそこも結局道路にするとか、そういうのが三光不動産の開発と同時にやっていく計画を立てることになっていくんでしょうか。それが 1 点であります。

それから、128 ページのまちづくり交付事業であります。これは、今お聞きしますと、専門的なコンサルタントに 600 万円ということですが、ほかのところのまちづくり交付金の都市再生整備計画というようなものを見ますと、かなりやっぱり緻密にやっているんです。にかほ市の場合は、何という名前でまちづくり交付金に申請をするのか。例えば、由利本荘の場合は「子吉川・芋川 and 日本海」癒しの水環境再生計画と、こういうふうに掲載しているんです。ここでは、例えば組合病院の跡地とか、そういうことで図書館とか、あるいは文化会館とか、そういうやつも、文化施設等もあわせたものになるというふう聞いていますし、この場合はどういう名前で予定されているのかをお聞きします。

それから、住宅の関係は、平成 4 年度からの継続事業であると。高齢者とか、障害者とか、そういう自立でいきたいと。自分の足で買い物に行って、自分の足でというふうには、そうになっていると思っておりますということですが、実際に、あの時点と今の現状では、商店とかそういうやつはまるっきり違うわけですね。そういうことについて考慮して、変更とかそういうものができるのかどうか、伺います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） ホームページの掲載の件でございますけれども、御指摘のとおり、ホームページについては、やはり古いなというものの中には見受けられます。4月早々に全体を見直して、直ちに新しいホームページに切りかえられるように努力してまいりたいというふうに思っております。

また、まちづくりのネーミングでございますけれども、このものにつきましては、まだキャッチフレーズを決めておりません。これから決めて国のほうに申請していきなというふうに考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） サンロックオーヨド跡地についてでございます。これにつきましては、三光不動産の作業とあわせましていきたいわけですが、今すぐというふうな利用はしてございません。

それから、住宅関係のことでありますけれども、当時、建設される場合にということで、いろいろアンケートなどの調査をしております。その関係で、満足度だとか、利便性だとかもいろいろしておりますけれども、特段その辺のところ、極端な、遠くなるとかというふうなことはございませんでした。できれば、商店や医療機関、駅に近いにこしたことはありませんけれども、許容の範囲とらえておるわけでございますので、そういうようなことで、特段変更ということは考えてございません。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 1つだけ伺います。

今の建設部長の話の中でです。いずれ住宅基本計画がつくられるわけですね。その際には、入道島とか、あるいは入湖ノ澗とかは、これはなくすというのは、象潟時代からのこれはもう、何というか、計画というか、方針というふうになっているわけですよ。ところが、せっかく、今、住宅基本計画を立てるわけです。福祉のほうでも、自立で、できるだけやっぱり自分の足でとか、そういうふうに言っている内容ですから、住宅基本計画にそういうものが生かされるような住宅基本計画をつくるお考えなのか、伺います。それだけです。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 14年当時、確かに入湖ノ澗団地と入道島団地ということで、将来につきましては供用の廃止というふうなところであります。高齢者等につきましては、十分それらを配慮した形で、今の松ヶ丘団地の建築につきましても、21年度後、建石団地の大規模修繕につきましても、高齢者等に配慮した建築改善というふうなことで実施してまいりたいというふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） これで16番竹内賢議員の質疑を終わります。

同じく、議案第49号に対する質疑を実行します。次に、7番佐々木正明議員。

7番（佐々木正明君） 113ページ、6款の農林水産業費の13節の使用料及び賃借料について伺います。

1点目は、重機借上料130万円、こういうふうに出ていますけれども、これは漁港費の、小砂川

漁港のしゅんせつ工事費と私は理解しましたが、18年度当初予算で200万円、ほかにも補正を組んで、全部で280万円ほどかかったそうですが、ことしは130万円、この予算でどのようにやる計画を立てたのか、お伺いします。

2点目として、しゅんせつして陸に揚げた砂がそのまま放置されております。漁港に流されたり、飛ばされたりで、景観も環境衛生上も大変悪く、目的の成果がなされておられないように思われます。

3番目として、捨てる場所があれば、車で運搬経費を予算化してでも、きちんとした仕事をやる考えはあるのかどうか、お伺いします。

次に、118ページ、7款商工費の2項2目、そして15節の工事請負費の中ですけれども、サン・ねむの木の外壁修繕工事となっていますが、ここ数年間の収支決算、経営状況、これは担当課では総会の資料などをもっておるとお思いますので、簡単で結構ですので、どのくらいもうかって、または、どのくらい損しているのかとか、そういうことでいいですので、お知らせ願います。

2番目として、月30万円ずつの使用料をいただいて、今回のように、市は大家として補修などをしていますけれども、今後、維持管理はどこまでやっていくのか。というのは、これは数年前というか、5年ほど前に、行政で建設事業の雇用促進事業団のほうから譲り受けて民間に貸し付けたと。そして、まず基本的に5年ぐらいをめどに貸し付け、その後検討するような説明を受けた記憶がございます。それで、できれば余り施設が傷まないうちに譲渡したほうがいいんじゃないかと私は考えているものですから、むだな経費は余り出さないうちにということでこの質問をしています。

次に、127ページの8款土木費1目の都市計画総務費の中の委託料、都市計画図作製業務委託料850万円、これは航空写真代との説明ですが、写真の撮り方、大きさ、活用の仕方、そういうものについて、どう考えて予算化したのか、お伺いします。

2点目として、これは、象潟町は観光立町でもありますので — 象潟町というか、にかほ市は観光立町でもありますので、撮る時期、これが大変微妙でございます。そして、いつもですけれども、今、中学校建設やら、また体育館など、今、大型プロジェクト、そして、この前の臨時議会で、銚立山荘に、また山荘が新たに今年度中に完成するという、雪が消えてからすぐつくというのが通りました。そういう大型プロジェクトの完成ができてから撮るのか、それとも作業中に撮るのか、こういう季節的なものやプロジェクトの関係、そういう配慮した考えはあるのかどうか、お伺いします。

議長（竹内睦夫君） 佐々木議員に申し上げますけれども、7款商工費の2番は自己の思い等が強いような内容の質疑になっておりますので、それについての質疑はできる範囲でということで答えをもらいたいと思います。

7番（佐々木正明君） はい。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 佐々木議員の質疑にお答えいたします。

最初に、113ページの3目漁港費のことではありますが、計上予算の額ということでもあります。漁港内に砂がたまる原因というのは、波によりまして、砂が漂砂となりまして入り込んでくると考えられておりますが、流れの強弱とか海流によりまして、その規模は大きく異なるもので、自然の影

響が大きいため、堆積する砂の量を前もって予測するという事は困難であります。このため、当初予算で不足となった場合には、速やかに補正予算等で対応をしまいたいと考えております。

次に、陸揚げした砂置き場の対応でありますけれども、旧象潟町時代からであります。しゅんせつした砂の処分には、実際大変苦慮しているところであります。再利用の方法といたしまして、建設部とか総務部等へ話をしながら、防災用の大型土のうや、建設課のほうで管理する資材置き場の整地等にも利用しておりますけれども、しゅんせつされる砂の量が莫大であるために、どうしても処理できずに漁港内に仮置きしているというのが現状であります。

しゅんせつの目的につきましては、漁船が安全に港を出入りし、そして漁期をできる限り確保するという事でありまして、しゅんせつにより、その成果は達成していると考えております。

最後に、捨てる場所の確保でありますけれども、18年度も一部運搬を行っております。しかしながら、運搬費につきましても高額でありますので、遠くまでということには限度がございます、そこら辺も大変予算のかかることでありまして、大変なのでありますけれども、これからは景観とか環境に配慮する上でも、漁港近くに処分する場所があれば運搬するなどして処理をして、きれいな漁港にしまいたいとは考えております。

次に、2つ目の御質問のサン・ねむの木のご事でございますけれども、最初のサン・ねむの木の経営状況であります。平成15年の4月から、それまでのサン・ねむの木の従業員の皆さんが有限会社サン・ねむの木を設立されまして、民間企業として経営されております。民間企業でありますので、私らにとりまして詳細な経営状況は確認できておりませんが、税引き前の期末純利益は黒字で推移しているとの報告を受けております。また、今期の決算につきましては、確定していないようですけれども、昨年12月に、19年度の賃貸借料の協議のときには、11月末現在で前期を上回っているという程度の報告しか受けておりません。

次に、今後の維持管理のあり方についてでありますけれども、観光客が利用する施設として、機能の維持とともに美観の維持も大変重要な施設維持管理であると思っております。今後とも施設の貸し主でありますので、有限会社側との協議によりまして、市が実施すべき修繕費等につきましては適宜実施をまいりますけれども、特別な場合を除き、あくまでも賃貸借料の範囲内にいたしたいと考えております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 都市計画総務費の中ほどの13節の委託料の都市計画図作製業務委託料850万円は、にかほ市管内図と都市計画図の作製に必要な航空写真撮影の委託料です。航空写真撮影は、測量法に基づき、全市を1万分の1でカラー撮影し、縦横23センチの密着写真227枚を作製するもので、20年度にこれを1万分の1の管内図、2,500分の1の都市計画図を作製する予定でございます。

撮る時期についてでございます。航空写真撮影は、地表が鮮明になる初夏ごろに撮影する予定ですが、雲の状態等天候に左右されますので、初秋に補正撮影する場合があります。建物の解体等、特にそのような、天候のこととありますので、配慮はできません。以上です。

議長（竹内睦夫君） 7番佐々木正明議員。

7番(佐々木正明君) 113ページの漁港費の件ですけれども、これは、近い場所に捨てる場所があれば、景観とか環境衛生上も悪いので、なるだけ搬出してきれいになりたいというふうに理解したんですけれども、捨てるのもよいという場所も、私、ある方から相談を受けておりますので、そのように検討してください。

それから、7款の商工費のサン・ねむの木ですけれども、これはたしか、最初の民間に譲渡するときに、何年か後にまた話し合いをしますという説明を受けていたんですけれども、このまま大家として譲渡して民間に貸していくとすれば、あそこは風も大分強いので、浜風が強いので、だんだんと経費も維持管理費もかかっていくわけで、余りかからないうちに、今後の維持管理を考えると、そういう維持管理の方向について検討する考えはないのか、伺います。

それから、土木費の都市計画総務費ですけれども、カラー写真で、1万分の1で227枚、できれば初夏に撮りたいということですが、ここにかほ市では、まず九十九島も、一つの写真を撮る場合、大変よく鳥海山とか撮れるわけですが、仁賀保高原もまた大変きれいに撮れる場所だと思いますので、撮る位置、これも1万分の1でにかほ市全景が撮れるのかどうか。そして、九十九島のこれは撮る時期ですが、これも一番きれいなのは、やはり農家の方々が代かき後の田んぼに水を張った風景というか、それがやはりこの九十九島が再現されたような感じを覚えるように、きれいに撮れるわけですが、今、部長の説明ですと、初夏ということですので、そういう撮る季節的な、よく撮れそうな時期に配慮する考えはないのか、改めて伺います。

議長(竹内睦夫君) 産業部長。

産業部長(岩井敏一君) 最初の小砂川海岸の砂につきましては、捨てる場所があるようなことで、大変期待をしておりますので、できるだけ近いところで何とかよろしくお願いしたいと思います。

それから、2つ目のサン・ねむの木の件でございますけれども、19年度末で、この契約期間である5年間が経過するというようなことでございますけれども、サン・ねむの木そのものは行政財産であります。そのようなことで、今後、関係部内でも協議が必要と思います。将来的には、このままでいくのがよいのか、売るのがよいのか、それらについては今後検討していく大きな課題になるかと思っております。

議長(竹内睦夫君) 建設部長。

建設部長(金子則之君) 写真撮影でありますけれども、にかほ市の全景が撮れるのかというようなことでありますけれども、227枚、全部です。全景を撮ります。

それから、撮る時期ということでもありますけれども、代かき後ということになれば、5月の下旬というふうになります。春で、少しぼやっとするのかなという感じもいたします。先ほど、私、初夏と言いましたけれども、私どもの希望は初夏でありますけれども、その辺のところ、ある程度、できるのか、その辺は、航空写真の写真会社のほうともちょっと相談してみますけれども、目的が図面をつくるための、より正確なものを求めておりますので、その方向で進めてまいりたいと思っております。

【7番(佐々木正明君)「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、同じく議案第 49 号に対する質疑、10 番加藤照美議員。

10 番（加藤照美君） それでは、当初の説明のときに説明されたと思いますけれども、再度お伺いいたします。

市民税と固定資産税の滞納繰越分についてお伺いいたします。今回計上されているのは、収納率で何%ということであります。去年の当初での説明では、市民税で 7%、固定資産税で 4%という収納率との説明でしたけれども、そこら辺、もし 19 年度も同じような内容だった場合、その引き上げるための対策等はとられたのかどうか、お聞きいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 19 年度予算におきましては、市民税及び固定資産税は、御質問のとおり 7%と 4%でございます。そして、収納対策でございますけれども、このものにつきましては、収納率の向上対策については、現在、税務課及び金浦・仁賀保庁舎の市民サービスセンターの総務班を含めて、24 名体制で担当地区を割り当てて徴収業務に当たっているほか、毎月の活動実績報告書の提出を義務づけております。それらの結果を踏まえて徴収会議を開催し、対策を協議しながら、徴収に努めてきているところでございます。

また、12 月から納税係の増に伴い、日常の徴収体制が整ったことから、転出者への日帰りの訪問徴収の実施、また、各種調査による実態の把握等が効果を上げているのが実情でございます。さらに、県職員の短期派遣事業を活用して、滞納整理業務においては、長期高額滞納者からの問い合わせや相談などが数多く寄せられており、これについても徐々に効果が上がってきております。19 年度も引き続き県との協力体制を強化しながら、効果的な収納対策による収納率の向上に努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 10 番加藤照美議員。

10 番（加藤照美君） 今年度予算では、固定資産税で約 100 万円ほど増額、収納率で 4%ですので、これが 100%ということになりますと相当な金額が増額となります。7%、あるいは 4%ということになりますと、残り九十数%は不納欠損になる確率が高いのかということ。それ 1 点と、あと、滞納整理強化策ということで県職員が派遣されていますけれども、その効果が、これだけ滞納額がふえているということは、それなりの効果があったのかなという疑問がありますので、お聞きいたします。

それから、年々こういうふうに税金の滞納ということでふえていますけれども、市長に 1 点だけお聞きいたします。この滞納整理の専門部署と言ったらいいですか、そういったものは設置するお考えがあるのかどうか、お聞きいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） まだ決算いたしておりませんが、かなりの効果は上げてきているのが実情でございます。そうしたことから、予算も、決算になりますと、相当の金額が昨年よりは見込まれるなというふうに考えているところでございます。

また、不納欠損につきましても、特殊な事情がない限りについてはできるだけ不納欠損しないで、平等性の確保の面からも、できるだけ早期に納めていただくような努力をしてまいりたいというふ

うに思っているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 今の収納に関しては、専門の係はあるわけです。ですから、状況によっては、その係の増員ということは当然これから考えていかなければならないと思いますけれども、今の段階で、さらに新たな担当をつくるという考え方は持っておりません。

【10番（加藤照美君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで10番加藤照美議員の質疑は終わります。

次に、22番佐々木正己議員の質疑を許します。

22番（佐々木正己君） 答弁は簡単をお願いいたします。

最初に、75ページの20節の家族介護援助金990万円ありますけれども、これは援助のやり方でいろいろ差があるのかどうかという、内容について簡単に。家族介護は市管内においての増減はいかほどでしょう。

次、76ページの手話通訳者設置事業委託料240万円あります。説明によりますと、資格者の養成をするというのが主眼なようですけれども、実務的にはどういうことになるのでしょうかということと、市内の聾唖の方、あるいは資格者などの数を把握しているのかどうか。

次に、放課後の児童健全育成事業委託料、約1,000万円あります。各学校でやられると思うんですが、簡単に具体的に、特徴などを伺いたいと思います。

それから、97ページのごみ焼却炉等補修工事8,000万円、去年も焼却炉を補修工事したようです。大規模改修をやって耐用年数があるようなんですが、毎年多額の補修費をかけて、果たして耐用年数の—平成いつでしたっけ、そこまでもつのかどうかですね。

次、106ページ、農地・水・環境保全向上活動支援負担金1,800万円と、107ページの中山間地域等直接支払交付金1億3,300万円あります。説明によりますと、2つそれぞれ、上が27グループと下が30協定というふうに、私、メモしたんですが、4月以降、新たに参加したいと、グループを立ち上げたいという、協定をしたいというときの予算措置も含めて、対応はどのようにするのかということと、JAがどういった役目を担っているのかということを簡単にお知らせください。JAとの連携を伺いたいと思います。

それから、110ページの松くい虫防除対策事業費2,000万円ですけれども、予算書を見ると、前年の半分以下になっているわけで、松くい虫が下火になって、金がかからなくなったのかなと思いたいんですが、その辺いかがでしょうか。

それから、117ページの特産品開発助成金、存置項目で1,000円となっております。恐らく補正予算で、特産品開発の市民の方が出たらつけるのかと思いますけれども、当初からある程度、どんとまではいなくても、つけておいて、ぜひいらしてくださいと、開発してくださいという対応がいいかと思うんですが、その説明を伺いたいと思います。

それから、129ページ、先ほど出ましたんですが、建石団地の大規模改善工事調査委託料30万円あります。中に、年数によっては大分老朽化している建物もあるのではないかと思います。その調査結果によっては、大規模改修から外して、将来の建てかえなり解体に持っていくというような

考えがあるのかどうか。

以上、簡単に、かつ簡便に、よろしく願います。

議長（竹内睦夫君） それでは、それぞれ各担当部長のほうから答弁をお願いします。最初に、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 佐々木議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、家族介護援助金であります。この事業は、寝たきりの状態が3ヵ月以上続いているお年寄りを在宅で介護している家族に対しまして援助金として支給しているものであります。寝たきりの状態とは、介護認定で要介護度4と5、これに認定された方などが対象となっております。1ヵ月のうち、在宅日数が15日以上の方には月額1万円、1ヵ月のうち在宅日数が7日以上15日未満の場合は月額5,000円を援助しております。家族介護の増減についてでありますけれども、16年度と17年度の上期については、合併前で旧町の制度で実施していたので、単純な人数の比較はできないわけでありまして、平成16年度は626人、17年度は811人、18年度の見込みですが、980人ほど見込んでおります。増加傾向にあるというところであります。

続きまして、手話通訳者の設置事業委託料であります。にほか市の基本計画にもありますように、平成23年度までに手話通訳者を1人配置することにしております。手話通訳者の派遣などによるコミュニケーション支援というのは、昨年の10月から本格施行されております障害者自立支援法における地域生活支援事業の一つとして義務づけられているものであります。

現在、本市におきましては、手話通訳の資格者がいないために、県の身体障害者協会に派遣をお願いしているわけでありまして、1週間以上前から要請しなければなりません。しかしながら、聴覚障害者や音声言語機能障害者の方々たちが入院した場合、緊急時におきましては、お医者さんとのコミュニケーションをとるのが非常に困ることが多々ありまして、大変苦慮している現状であります。このようなことから、人材の確保が緊急の課題となっておりますので、資格のある通訳者1人を配置いたしまして、その要請にこたえようとしているものであります。

この方からは、前段で述べましたが、そのほかに、市民が資格を得るための講習会、それからボランティア団体での講習会、各種大会、あるいは講演会での通訳、また、できれば子供たちへの指導等も考えているところであります。現在、にかほ市には、聴覚障害者95名、音声言語機能障害者15名がおります。

次に、放課後児童健全育成事業委託料ですが、この放課後児童健全育成事業委託料、学童保育クラブの事業委託料であります。実施主体は市でありまして、法人、団体に委託しているものであります。学童クラブは、保護者が仕事などで昼間家庭にいない場合、小学生が放課後または長期の休み期間中、指導員や友達と過ごす場所でもあります。市内の小学校に在学しまして、保護者の仕事や病気などの理由によりまして、保育に欠ける、原則、小学校3年生以下の児童であります。

市内には4クラブありまして、平沢小学校、院内小学校、小出小学校区を対象にした仁賀保学童クラブの委託料が511万6,000円、実施場所は学校法人仁賀保幼稚園内であります。金浦小学校区を対象にした学童保育たんぼぼサークルの委託料が150万円、実施場所は金浦の青少年ホーム内にあります。また、象潟小学校、上浜小学校区を対象にした学童保育のびやかサークル、これへの委

託料が 333 万 2,000 円、実施場所は象潟保健センター内で実施しております。また、このほか、上郷小学校区を対象にいたしました学童保育星城クラブ、これの委託料が 78 万円、実施場所は社会福祉法人星城保育園内で実施しているものであります。

議長（竹内睦夫君） 引き続き、答弁、市民部長。

市民部長（池田史郎君） 清掃センターの耐用年数に関しての御質問にお答え申し上げます。

現在のセンターは、昭和 56 年 12 月から使用を開始した施設でございます、稼働後 26 年目を迎えております。建設当時、担当官庁である旧厚生省では、ごみ焼却施設の耐用年数を 15 年としておりましたが、全国的に見ますと多額の設備投資がかかることから、各自治体の施設の稼働状況等によって違いはございますが、大体 20 年から 23 年での施設更新が一般的となっております。しかし、当市の清掃センターにつきましては、平成 12 年度にダイオキシン対策の工事を実施しております。このときの補助金、あるいは起債の関係から、10 年間は使用しなければならないという制約がございます。そういうことから、平成 22 年度までは使用しなければならない状況となっております。したがって、通常維持補修のほかに老朽化した機器の修理、あるいは交換等の実施により工事費は多くなってはおりますが、この後、由利本荘市と共同して進める次の施設の稼働までには、費用をかけながらも持続させていきたいと考えております。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 続きまして、106 ページの農地・水・環境保全向上活動支援負担金であります。この事業は、平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 ヶ年度間実施されますけれども、平成 19 年度から実施しないところは途中年度からの事業参加は認めないという県の指導方針であります。このようなことから、今後もこの方針に変更はないものと認識をしております。

また、J A との連携でありますけれども、品目横断的経営安定対策につきましては J A が重要な役割を担っております。そういうことで、最初から J A は参加しておりますけれども、この農地・水・環境保全向上対策は、土地改良事業に関係する事業でありますので、これまで各土地改良区がこの事業を支援指導をしてきております。

次に、107 ページの中山間地域等直接支払交付金であります。これにつきましては、新年度の 4 月以降、新たな協定に基づく集落等の参加という質問でございますけれども、採択要件をクリアした上で、国・県の承認を得ることができれば参加は可能とは思いますが。また、この本事業期間は、平成 17 年度から 21 年度までの 5 ヶ年度間の期限つきでありまして、仮に平成 19 年度に参加される場合は、平成 20 年度からの交付金の対象となります。本来の事業終了が 21 年度までですので、2 年度間の交付金対象期間にはなるかと思えます。しかしながら、協定に基づく対象農用地の生産活動等につきましては、5 ヶ年度間の継続義務要件がありますので、平成 24 年度まで活動を継続するということにはなりますが、21 年度以降の 3 年間につきましては交付金がないという状況の中で実施しなければならないことになろうかと思われま。

次に、J A との連携でありますけれども、本事業の実施に関しましては、生産性の伴う事業ではありませんので、当初から J A の連携はとっておりません。

次の 110 ページの松くい虫防除対策事業費でありますけれども、下火になったのかという御質問

でございますが、被害の発生量につきましては、天候とか気温に大きく左右されておるようです。そういうことで下火になったとは一概には言えないと思いますけれども、18年度は冬期間の積雪、それから夏場に向かっての長雨、こういうものの影響があったのかとは思っておりますけれども、被害の発生量が見込みよりは少なかったと思っております。

18年度事業では、当初予算が4,734万1,000円を計上しておりましたけれども、さきの議会の説明でも申し上げましたとおり、年度途中におきまして、県が農林水産大臣命令による松くい虫被害先端地域特別対策事業、これを市の事業分も含めて実施するとして事業展開をしておりますので、この前の3月補正の御説明のとおり、3,312万3,000円を減額補正して、市の事業実施精算見込額を1,421万8,000円としております。19年度におきましては、県では18年度に引き続いて、18年度と同じような事業量により、松くい虫被害先端地域特別対策事業、これを継続して実施するというようになっておりますので、県の事業実施予定地は県にお願いをしたいということで、市の予算額としては、18年度の精算見込額を考慮いたしまして、2,019万7,000円を計上しているところであります。

次に、117ページの特産品開発助成金であります。現在のところ、この特産品開発助成についての相談とか、具体的な助成申請が来ておりません。存置的予算として計上しているものであります。特産品開発助成金にかかわらず、具体的事例のある補助金以外につきましては存置というようなことで、具体的事例が発生次第に補正で対応いたたくたく考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、建設部長。

建設部長（金子則之君） 129ページの13節委託料の建石団地大規模改善工事調査委託についてであります。建てかえせざるを得ない場合も想定しているのかということでありまして、今の時点では建てかえでなく大規模改善を予定しております。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） ごみ焼却炉に関して伺いますが、お話を聞くと、何が何でも平成22年までもたせなきゃならないとかというように聞こえるんですが、その分の補助は来るんですか。

議長（竹内睦夫君） 市民部長。

市民部長（池田史郎君） 特別そのためのいわゆる維持補修するための補助というものはございません。

議長（竹内睦夫君） これで22番佐々木正己議員の質疑を終わります。

所用のため4時5分まで休憩します。

午後3時54分 休 憩

午後4時05分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第 49 号に対する質疑を続行します。次に、6 番佐藤文昭議員。

6 番（佐藤文昭君） 一つは、地方交付税については、同僚議員も質問しておりますけれども、この交付税のうち、人口と面積に応じて配分する新型交付税でございますけれども、財源規模はどの程度ですか、お願いします。にかほ市は 3,100 万円ということですので、よろしいです。

それから、116 ページの観光総務費の旅費の 161 万 5,000 円。この実施計画に観光エージェント招待と市内紹介とありますけれども、具体的な内容について説明をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） この新型の交付税につきましては、全体の額は私のほうでまだ伺っておりませんが、秋田県においては 6,300 万円という形で伺っているところでございます。いずれにいたしましても、交付税についてはこれから国で示す対費用に基づき算定することになりますので、そのときには詳細にわたって御説明ができるのではないかなというふうに思っております。

議長（竹内睦夫君） 次、答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 続きまして、116 ページの観光総務費の旅費でありますけれども、観光エージェント招待ということの旅費であります。観光エージェント招待事業は、いわゆるモニターツアーということでありまして、首都圏等を中心とした旅行会社の商品企画とか、企画担当者等の各部門の方々を対象としております。この方々を当市へ招待いたしまして、観光検討委員会を初めとする商工会等、研究しております観光協会、実質的に事業を展開しておりますけれども、これらの内容、提案事項等の内容を原案といたしまして、市内の観光施設とか観光ルート、こういう各ポイントを御案内いたしまして、見て、さわって、体験して、そして食事、宿泊を実際に経験していただきたいということでありまして、その中で、観光客が本市に立ち寄り、または、あるいは宿泊するとした場合の旅行の商品化とか、販売の実現化に向けて、その当市が抱える課題とか問題点を抽出、指摘していただいて、その解決策を探り出す必要があるのではないかなというふうに考えております。以上です。

【6 番（佐藤文昭君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次、12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 議案第 49 号の 13 ページ、歳入のところですが、市民税の個人のうち、定率減税が今度は全廃されるということで、また去年の 6 月のように負担増の通知が入ってくるということが考えられるわけで、その市内の該当する人数、金額はどうなってくるだろうかというのが 1 つ目。

2 つ目は、117 ページの観光費、遊佐町と共同して鳥海山頂のトイレを整備するというのですが、過酷な環境のもと、今、全国各地でいろいろトイレが模索され施行されていますが、どのようなトイレになる予定か、もしわかりましたら説明願いたいと思います。

129 ページの住宅費、委託料、松ヶ丘建設実施に関連して、現在、市営住宅等に入居したいという希望の人数などがもしわかりましたら、いろいろ段階もあって把握に困難な面もあるかと思いますが、現時点でわかっておりますら、入居希望の数、また、それに即応する、あるいは今後の見通し等含めて、これからの建設の計画などがあるかどうか、その点について、前にも若干説明あ

たようですが、お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 現在、確定申告をやっておる段階でございますけれども、平成 18 年度の課税ベースで廃止に伴って所得割の税が負担増となる人数と税額の見込み数でございますけれども、負担増となる納税義務者数については、約 1 万 2,059 人ほどでないかなというふうに見込んでおるところでございます。また、税額につきましては、4,780 万 5,000 円の増と見込んでおります。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 続きまして、117 ページの鳥海山山頂のトイレ再整備事業負担金におけるそのトイレの形式といたしますか、建物であります。建築場所でありますけれども、頂上は石積みで囲まれた現在の山頂トイレがありますけれども、その山頂トイレの山小屋側を拡幅いたしまして、木造平家鋼板ぶきで、面積は 37.5 平方メートルであります。トイレの方式でありますけれども、近年、富士山の山頂でも利用されているということでもありますが、し尿等をおがくずなどと攪拌し、バクテリアによって処理をするバイオ式が 5 基、それから補完のためのとみ取り式が大小 4 基で、現在の既存のトイレにつきましては建てかえ後に解体する予定という説明を受けております。

議長（竹内睦夫君） 次、建設部長。

建設部長（金子則之君） 129 ページの住宅管理費 13 節の委託料、松ヶ丘建設実施に関連し、市営住宅入居希望者数や今後の建設などの計画や見通しはどうなっているのかとの質問でありますけれども、市営住宅への入居希望者は、平成 17 年度が住宅募集戸数 22 戸に対して 49 人、平成 18 年度が住宅募集戸数 15 戸に対して 31 人の応募がありました。今の時点で松ヶ丘団地 12 戸以外は建設の予定はありませんが、既存市営住宅の修理改善等は早晚必要になってくるものと考えております。ちなみに、市営住宅 12 団地 354 戸のうち、空き室が 26 戸で、入居数が 328 戸と現在となっております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これで 12 番村上次郎議員の質疑を終わります。

次に、20 番池田甚一議員。

20 番（池田甚一君） 通告しております 3 点について質疑いたします。

1 点目、54 ページ、2 款 1 項 12 目情報化推進費についてでございます。地上デジタル放送開始まで 5 年を切った今日ですけれども、難視聴現地調査委託料、これを実施したいということですが、全市予想される、難視聴がどこにあるのか、それをどうやって調べるのか、その手順と、その調査した結果、難視聴だと、はっきり難視聴地帯だというふうにはっきり判明した場合、その対策について行政はどう対応していくのか。例えば、全額行政負担で解消していくのか、それとも受益者負担がどのくらいでとか、いろいろあると思いますけれども、その見通しがわかっておりましたらお知らせ願いたいと思います。

次に、135 ページ、10 款 1 項 1 目教育委員会費でございます。19 年度にかほ市教育委員会の活動方針は何かと — の中心は何かということ。口に、教育委員会は教育現場の現況、状況の把握のためにどのような方策を立てているかという質問でございます。この質問を通告する前に、果たし

て議案質疑としてふさわしいのかどうかということを躊躇したわけですが、なかなか教育委員会の状況を議会を通じて聞く機会もないし、質問する機会も、まああるんですけども、どうも適期を逃してしまうということで、議案質疑の教育委員会の事務費にかこつけてひとつよろしくお願ひしたい。余り長くないように、ひとつ3つぐらいに箇条書きした程度でひとつ、ぱっぱっぱっぱっ、こうお願ひしたいと。

次に、151ページから153ページまでの10款4項2目公民館費、額は23万8,000円です、3館を通じて。実は、これも公民館の連絡協議会的な、いわゆる市町村再編時代の由利郡の1市10町が存在した当時の協議会、連合会のままだと思う — と想像しますが、その連合会設置目的は、旧町時代はやはりいろいろ由利郡内の多岐にわたる公民館活動をしておられる公民館長さん初め、役員、あるいはさまざまな立場の人が社会教育のあり方を討議するために設置したものだと思ひますが、このような大合併時代を迎えてもまだ象潟町の3館がそれぞれの立場でその連合会に納めているということは、現在のこの状況から見ておかしいのではないかとと思ひますが、いかがでしょうか。

それからまた、連合会の実態は、今、どんなふうなものでしょうか、お知らせお願ひしたいと思ひます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 難視聴の今年度の予算につきましては、どこの地域が難視聴なのかということ調査するための調査委託料でございます。秋田県においては昨年10月から全局が地上デジタル放送を開始しております。にかほ市においても受信可能な状態になっております。しかしながら、アナログ波に比べて送信出力が10分の1で1キロワットぐらいしか出ておりませんから、どの地域が見えなくなるのかはまた再度調査しなければわからないというふうに、その結果に基づいて、秋田県を通して東北総合通信局に対応を要請してまいりたいというふうに考えております。

なお、今、市内にはアナログ放送の難視聴地域ということで、現在9地区ございます。上小国、小砂川の清水場のテレビの共聴共同施設がございます。それから桂坂、東畑、水沢、本郷、横岡、川袋、院内というふうに旧共聴施設組合がありますけれども、中継局は2カ所となっております。中継局のうち、象潟は2009年で実施する予定でございます。仁賀保院内はカバー状況により対応を検討するというふうに伺っております。いずれにいたしましても、この共聴施設組合に向けては、平成19年度から始まる補助事業の説明会が3月に行われましたけれども、内容はまだ流動的な部分がございます。そうしたことから今後組合と十分連絡をとりまして対応を協議してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 同じく答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 箇条書きにということでしたので、あれですが、教育委員会の19年度の活動方針という御質問ですが、要するに、にかほ市の教育目標の達成に向かって取り組んでいくということで、学校教育のほうでは、その中でやはり今の子供たちの様子から見て、学力向上、それからいろいろな社会環境とか、さまざまな事件が起きているという関係で、そういうリスクに対する準備とか、生徒指導関係のしっかりした対応をしていくというふうなことが挙げられるのかなとい

うふうに思います。社会教育関係では、やはり合併のメリットを生かすべく、市民の一体感というものを社会教育を通して、生涯学習を通して、いかに育てていくかというふうなことが来年度の我々の中心的な取り組みと考えております。

それから、現場の把握のためにどのようなこと、方策を立てているかということでありますけれども、日常の連携はもちろんでありますけれども、校長会とか事務官、それぞれ定期的な協議を重ねておりますし、学校訪問なども随時行っていると。そういうことで連携を密にしながら、それぞれ学校と教育委員会の間で諸問題に、諸課題に取り組んでいるという現況であります。

次に、公民館費の件でございますが、必要ないのではないかという意見でございますが、考えてみれば、郡公連時代から長年このような取り組みがなされて、成果も上げてきているという現状はあります。今、枠組みが大きな市2つということになりましたけれども、圏域の住民の交流、生活圈、生活環境、それから産業の状況、文化の状況などを見ても、やはり一体の取り組みというのはかなり通常的に行われているということでありまして、私は、その郡公連の事業を見ましても、公民館大会とか、職員の研修とか、そういう交流を通して、この地域の公民館の活動を充実させていくという取り組みをやっておりますので、まだ私は特にお互いに合併して間もない時期でありますので、より情報交換を進めながら、地域のニーズにこたえていくということは意義のあることではないかと思っております。

実態も含めて申し上げたつもりであります。

議長（竹内睦夫君） 20番池田甚一議員。

20番（池田甚一君） 教育委員会のことですが、毎年発行される「象潟の教育」という冊子 — 「にかほの教育」になりますけれども、ことしも発行されるのかどうか、そのような予算措置は何ページの何項目から発行される予定であるのか、そのことと、先ほど伺いました、いわゆる教育委員会の努力目標、わかりました。わかりましたけれども、まあ質疑になりますから余り深く私の意見は要りませんけれども、教育委員会のあり方が大変問われている時代だと思っておりますから、その辺のあたりで対応をもう一点だけ、努力目標、学力向上に、あるいは、何ですか、生徒指導ありますけれども、教育委員会の開催日数は年間どのくらいなのか、それをお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育長。

教育長（三浦博君） 最初の質問は何でしたか。

【20番（池田甚一君）「「にかほの教育」的なもの」と呼ぶ】

教育長（三浦博君） 旧象潟町さんは何年ぐらい、つい合併直前までそういう冊子を出しておられたのですか。にかほ市になってからは、そういう教育委員会として従来の旧象潟町さんのような冊子はつくっておりません。したがって、19年度予算にもものっておりません。各学校が紀要というものを出して、学校教育のまとめを出しておりますので、それでまずにかほの教育の今年度の歩みというものを見ていただければいいのではないかとこのように思います。

教育委員会の回数の御質問ですが、平成18年は12回開催されております。

【20番（池田甚一君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで20番池田甚一議員の質疑を終わります。

ほかに議案第 49 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 49 号の質疑を終わります。

次に、議案第 50 号平成 19 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算から、議案第 54 号平成 19 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算までの 5 件の質疑を許します。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 50 号から議案第 54 号まで 5 件の質疑を終わります。

次に、議案第 55 号平成 19 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算の質疑を行います。16 番 竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 簡単に申し上げます。農業集落排水事業債があります。19 年度末で現在高が見込みとして、42 億 9,740 万 3,000 円となる予定というふうに出ています。今年度で工事は終了する計画です。したがって、終了後の特別会計の歳入歳出の推計について、一応立てていると思いますので、この点、どういう内容で、例えば立てていないとすればいつころまで立てるのか、伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 竹内議員の 299 ページに関する特別会計の歳入歳出推計の見通しでありますけれども、農集排水事業につきましては 19 年度で施設建設事業がすべて終了いたしまして、20 年度からは維持管理が主な事業になっていきます。施設の維持管理費につきましては、特別な大がかりな施設等の修繕が発生しない限りにおきましては、施設の利用者からの使用料金で今後とも対応が可能と推計しております。ただ、起債償還金の元金・利子については、一般会計からの繰入金でお願いしていくということになります。

それから、計画ということでありまして、これは担当者のほうの手持ちの計画ということで、公表まではいかないので、御了承をお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 16 番 竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） わかりました。それで、元金・利子の一般会計からの繰り入れとこういこととですけども、年度的に言うと、今のこの 42 億 9,740 万 3,000 円について、この後の大きな事業がなければ、いつころ終わる見通しになっているんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） うちのほうでは、36 年度 — ちょっと休憩をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後 4 時 29 分 休 憩

午後 4 時 30 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

産業部長。

産業部長（岩井敏一君） うちのほうの計算では、平成 36 年度で償還が終了するというふうに推計しております。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 55 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 55 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第 56 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計予算の質疑を行います。16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） これも簡単に申し上げます。午前中も関係ありましたので。現在、いわゆる金属の値段が高騰しております。あのホルダーを持っていく人はまずいないと思うんですけども。ただ、あの金属が高い状態、それから金利も比較的まだ安い状態。こういう中で、それから九十九島の景勝復活、電柱の問題もありましたから、そういうことを考えた場合に、計画は立てていくことについて検討されていないのかどうか。それは市全体として考えていくこと、ガスだけじゃなくて。その辺についていかがですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 午前中にも若干申し上げましたけれども、ホルダーは数多くまだ残っております。したがって、これらの改定については今後計画ということで立てていくわけなんですけれども、今御指摘のものは砂子島の球形タンクというふうなことだと思いますけれども、たしか、あれについてはうちのほうでも早急に、といっても、優先順位は早めにしてやっていきたいというふうに考えておりますけれども、金利の問題も出ましたが、解体工事につきましては、残念ながら起債等も該当いたしません。自費で施行ということでありますので、それらの資金計画を立てながら、できるだけ早くやりたいということで考えております。まだスクラップについては確かに今、高騰しております。ある程度、1 万円するようになっておりますけれども、それを今の球形のに当てはめると、大体 78 万円ぐらいはスクラップ代金となるというふうな状況としてはつかんでおりますけれども、やっぱり資金の問題ということで検討させていただきたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 砂子島だけじゃなくて、防災上から言うと、例えば製造所のところにある 2 基のいわゆる何というか、あれもあります。あれもという……。したがって、そういうことについても、年次的にやっぱり立てていくことを考えるんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 確かに、旧象潟事業所の分は有水ホルダー、すぐ近くに民家もございます。これまでも上げた場合には、高くした場合には、風やら何かの場合で非常に音がしたりということで不安を与えてきたというふうなこともあったようなんですけれども、現在、廃止の手続をしております。したがって、タンクも今、全部下がってきております。危険性という面から見れば、今までとは違って大分緩和されますし、中のガスも既にありません。それから、入ってい

る水も随分抜いているような形になっておりますので、ほぼ空に近いような状況でありますので、それなりの危険性はしばらくは緩和できるというふうに思っておりますけれども、これらについても年次計画を立てながら、解体についての計画を進めていきたいというふうに考えております。

議長（竹内睦夫君） 次に、6番佐藤文昭議員。

6番（佐藤文昭君） 工事請負費の8,311万5,000円のこの工事業の詳細についてひとつお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、工事予定地ということで申し上げたいと思います。公共下水道関連で館ヶ森地内、これを仁賀保地区を行う予定としております。延長はおよそ645メートル、管の延長でございます。それから、同じく公共事業関連でございますけれども、仁賀保地区の役場2号線の道路改良に伴う入れかえということで、管は短いですが、30メートルほどの部分はかかるということで、これを行うということでございます。

それから、経年管ということで古い管の入れかえ工事ということで4カ所ほど計画しております。仁賀保地区、鈴地区、それから象潟の旧ガス事業所の入り口付近、それから象潟地区、武道島の田んぼ側のほうの、TDKの裏側のほうにあります。これの中間圧の入れかえ工事。それから、金浦、これ、観音潟線と言うそうですけれども、漁港関連道、潟から漁港のほうに行く部分の一部ということで、これらのものも行うということになっております。

それから、新しい管といたしまして、今、象潟地区の島のほうは非常に圧力が低いような状況下でありますので、これを武道島のほうと結んでループ化を行って、そのものを解消したいということでこの工事を行いたいということで考えております。これは300を超えたほどでございます。

それから、象潟休憩所がありますけれども、これらの機能監視装置、今、人がいて常時24時間態勢で人がいて見ているわけなんですけれども、これらの監視機能装置というものを黒川のほうにも見られるようにするというふうなことを想定しております。これにつきましては、そこをそういう設備を行うことによって、象潟地区についての休憩所は無人数化できるということで、ガス事業の統一化の推進のためのそういうふうなことを検討していきたいということで計画をしているところでございます。

総延長が、ガス管であれば一応1.9キロほど予定となっております。その中の経年管が約900メートルほどということでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第56号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号平成19年度にかほ市水道事業会計予算の質疑を行います。6番佐藤文昭議員。

6番（佐藤文昭君） 同じような質問ですが、工事請負費の1億4,977万円の詳細と、特に老朽管更新事業の年度別事業計画についてひとつ説明をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、同じように水道関係のほうでお答えしたいと思います。

す。公共下水道関連は、先ほどのガスと同じように館ヶ森地内を計画しております。総延長が 647 メートルほどになります。それから、公共工事でありますけれども、役場 2 号線に伴う工事として、水道のほうは 170 メートルほどを予定しております。

それから、石綿管の更新事業でありますけれども、これは、導水管の延長が 750 メートル、これは金浦地区となります。それから、旧町単位別々、何ヶ所か分かれましてけれども、配水管のほうを 800 メートルほど行っていきたいというふうに考えております。

それから、元滝水源ということでもありますけれども、ここの部分がだいぶ老朽化している部分もありますので、この部分を更新したいということの予算を計上しております。

それから、鳥屋森地内の配水施設の増設工事、250 立方ほどの配水池を整備したいということで、計画しております。これは、四隅池地区、鳥屋森の下、鳥の海の付近でありますけれども、この辺が大変水圧が低いということで、これらの部分に鳥屋森地区から給水を行うためには、やっぱりそれなりの設備が必要であるということで、配水池を増量した上で新たに供給をし直したいということで計画をしたものでございます。

それから、予算説明でも申し上げましたけれども、金浦地区の水不足解消ということの一環といたしまして、仁賀保 - 金浦間の連絡管、配水管を行いたいということで、これは黒川地区と芹田のほうから、グランドオオマのほうから橋を渡ったところまで仁賀保の地区の管が来ておりますので、これを末端同士で接続したいということで考えております。大体 250 メートルぐらいを想定しております。

それから、同じく金浦と象潟地区の部分をつなぐということで、金浦のほうは浩寿苑のほうまで管が来ております。まだ、象潟のほうは、仁賀保高校のほうまで来ておりますので、それらの管を連絡させたいということで考えております。これらは 400 メートルほどを想定しております。御存じのとおり、ことしは大変な暖冬で雪不足ということも考えられますので、金浦地区河川・川の水は大変じゃないかなということも想定しておりますので、これらのことも考えて行うものでございます。主なものとしてはこのような形になっております。

それから、石綿管の更新でありますけれども、先ほど言いましたように、本年度は導水管 750 メートル、配水管 800 メートルということで計画しております。まだ、18 年度末で 28.7 キロほど石綿管が残っております。本年度も含めまして、毎年 1.5 キロぐらいずつの整備を行っていただきたいということで計画を立てているところでございます。

あわせて、公共下水道との関連でも 7 キロほどはかかるんじゃないかなということで、それらを合わせまして 33 年、ちょっと長くなりますけれども、これまでには入れかえを行いたいというふうに考えているところでございます。以上です。

【6 番（佐藤文昭君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 57 号に対する質疑はございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 57 号に対する質疑を終わります。

会議規則の定めによる午後 5 時の閉会時間に間もなくなるとうしてしております。本日は、議事の都

合により会議時間を延長いたします。

次に、日程第 54、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第 6 条の規定により、議案第 39 号及び議案第 49 号の審査のため、議長を除く 23 人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年長議員から司会をお願いいたします。23 番山田明議員。

暫時休憩します。

午後 4 時 42 分 休 憩

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(23 名)

1 番	飯尾善紀	2 番	佐々木正勝
3 番	市川雄次	4 番	池田好隆
5 番	宮崎信一	6 番	佐藤文昭
7 番	佐々木正明	8 番	小川正文
9 番	伊藤知	10 番	加藤照美
11 番	佐々木弘志	12 番	村上次郎
13 番	菊地衛	14 番	佐々木清勝
15 番	榊原均	16 番	竹内賢
17 番	佐藤元	18 番	斎藤修市
19 番	佐々木平嗣	20 番	池田甚一
21 番	本藤敏夫	22 番	佐々木正己
23 番	山田明		

議会事務局職員

議会事務局長	竹内享一	局長補佐	藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之	主査	佐々木美佳

説明員

市長	横山忠長	助役	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	須田正彦	市民部長	池田史郎
健康福祉部長	笹森和雄	産業部長	岩井敏一
建設部長	金子則之	教育次長	小柳伸光
ガス水道局長	須田登美雄	消防長	高橋誠
総務部総務課長	齋藤隆一	企画課長	竹内規悦
財政課長	佐藤好文	情報システム課長	齋藤正司

生活環境課長	佐藤秀男	すくすく子育て支援課長	須藤金悦
農林課長	阿部誠一	農漁村整備課長	伊藤賢二
観光課長	長谷山良	建設課長	佐藤家一
都市整備課長	大場久		

.....

午後4時43分 開 会

年長委員（山田明君）にかほ市議会委員会条例第10条第2項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会をすることにいたします。

ただいま出席している委員は23人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に23番、私、山田委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、9番伊藤知委員を推薦します。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員（山田明君）異議なしと認めます。したがって、委員長には23番、私、山田委員を、副委員長には9番伊藤知委員が決定しました。

23番、私、山田委員、9番伊藤知委員が議場におられますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

【年長委員（山田明君）、年長委員としての任を解かれ、一般会計予算特別委員長として議事をとる】

一般会計予算特別委員長（山田明君）一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会を一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定の議案第39号及び議案第49号をそれぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長（山田明君）異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午後4時46分 散 会

.....

午後4時47分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第55、議案及び陳情・請願の付託を議題とします。

ただいま議題となっています議案第5号から議案第57号までの53件は、お手元に配付されました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第1号から陳情第4号までの4件、請願第1号から請願第2号までの2件は、お手元に配付しました陳情文書表及び請願文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

日程第56、請願の紹介を議題とします。今定例会に提出された請願第1号日豪EPA交渉に関する請願書及び請願第2号日本農業に甚大な打撃を与える日豪FTA交渉の中止とFTA、EPA促進路線の転換を求める請願書の2件の紹介を求めます。

請願第1号について、6番佐藤文昭議員。

【6番（佐藤文昭君）登壇】

6番（佐藤文昭君） それでは、私から日豪EPA交渉に関する請願書について説明いたします。

請願者は、秋田しんせい農業協働組合代表理事組合長阿部和雄、秋田しんせい農協農政対策本部本部長阿部和雄です。

請願事項、日豪EPA（経済連携協定）交渉において、政府は、衆・参農林水産委員会における決議を踏まえ、14品目に対する例外措置やWTO農業交渉に対する我が国の主張に基づいた対応を確保するとともに、交渉いかんによっては交渉を中断するなど、厳しい判断をもって交渉に臨むよう、貴議会より政府・関係行政庁への意見書の提出を要請するものである。

請願理由、日豪EPA交渉において、農林水産物の取り扱いいかんによっては、我が国の農業・農村に壊滅的な打撃を与えるだけでなく、関連産業等に対しても影響を及ぼし、地区経済をも崩壊させる懸念があるためです。

なお、参考にです。オーストラリアとの交渉で14品目の関税が撤廃された場合、我が国においては、14品目の関税が撤廃された場合です。麦、牛肉、乳製品、砂糖の現在輸入が多い4品目に限っても、約8,000億円の影響が予想されます。また、米などを含め試算しますと1兆6,000億円、その他の間接的な影響を含めると3兆円の影響があります。秋田県では農業への直接的な影響は約30億円の影響があるとされておりますので、皆様の御賛同をよろしく願います。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、請願第 2 号について、12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

12 番（村上次郎君） それでは、請願第 2 号日本農業に甚大な打撃を与える日豪 F T A 交渉の中止と F T A、E P A 促進路線の転換を求める請願について若干の説明をさせていただきます。

請願団体は、農民運動秋田県連合会、代表者が佐藤長右衛門委員長、紹介議員村上次郎です。

先ほどの請願第 1 号とほとんど重なる内容ですので、文章の朗読等は省略させていただきたいと思えます。

オーストラリアは平均経営面積で、日本の 2,000 倍くらいも開きがあると。1 トンの農産物をつくるのに、生産コストで 10 倍から 20 倍の格差があると。こういうところとの貿易自由化、こういうことで、太刀打ちができないのは当然です。先ほどの説明にもありましたように、8,000 億円等の影響があるというふうに言われております。

これをなぜ一生懸命に進めようとしているかというものの一つの例として、大手鉄鋼会社の幹部がこのように発言しています。実務経験上、企業にとっては、W T O でも E P A でも、自由化が進めば進むほどいいと。こういう経済界の大企業中心の政策が農業を犠牲に進めていく。これに対して、ある農水省の幹部は、このような考え方について、農村に住む人たちの生活を考えず、経済学の実験をしたがっているようだ、このように話をしている。これが日本農業新聞でも紹介されております。農業を大事にしない国が美しい国と言えるのか。識者はこのようにも言っています。食糧や環境の世紀と言われる 21 世紀。先進国最低水準の食糧自給率をさらに下げかねないような話になぜ乗るのか、憤りを感じる。このようなことも日本農業新聞で紹介されております。

きょうの新聞にも、全国知事会で、こういうやり方ではまずいというので、この担当が秋田県の寺田知事で、政府に外交問題に関して申し入れをするというのは異例のことだと、このように報じられておりました。

このように、日本農業をつぶしていきかねないこのようなやり方については何とか食いとめていかなければいけないのではないかというふうに思えます。

第 1 号の請願とともに、第 2 号も、皆さんの慎重な審議を経まして採択いただきますよう、よろしく願いして、説明といたします。

議長（竹内睦夫君） これで請願の紹介を終わります。

以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時 55 分 散 会